

三春町告示第14号

平成31年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成31年2月15日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成31年2月28日(木) 午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成31年2月28日三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 1号 町道路線の廃止について

議案第 2号 町道路線の認定及び変更について

議案第 3号 権利の放棄について

議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 23 号 三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 三春町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 26 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 27 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 28 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 29 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 30 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 31 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 32 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 33 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 34 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 35 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 36 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 37 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 38 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 39 号 三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 40 号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について
- 議案第 41 号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第 42 号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について
- 議案第 43 号 三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について
- 議案第 44 号 平成 30 年度三春町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 45 号 平成 30 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 46 号 平成 30 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 47 号 平成 30 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 48 号 平成 30 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 49 号 平成 30 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 50 号 平成 30 年度三春町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 51 号 平成 30 年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
- 議案第 52 号 平成 31 年度三春町一般会計予算について
- 議案第 53 号 平成 31 年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 54 号 平成 31 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 55 号 平成 31 年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第 56 号 平成 31 年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第 57 号 平成 31 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第 58 号 平成 31 年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第 59 号 平成 31 年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第 60 号 平成 31 年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第 61 号 平成 31 年度三春町宅地造成事業会計予算について

《議員提出議案》

発議第 1号 三春町議会基本条例の制定について

発議第 2号 三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

平成31年2月28日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美 代 子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成31年2月28日（木曜日） 午前10時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明

第6 議員提出議案の趣旨説明

第7 議案の質疑

第8 議案の委員会付託

第9 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前10時00分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。ただいまより、平成31年三春町議会3月定例会を開催いたします。ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番本田忠良君、3番陰山丈夫君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月12日までの13日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月12日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告をいたします。

出納検査の結果について、監査委員より、平成30年度第9回、第10回、第11回の例月出納検査報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました議案第1号「町道路線の廃止について」から、議員提出議案発議第2号「三春町傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」までの63議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 3月定例会の開会にあたり、予算案の概要並びに主な施策について説明いたします。

平成23年3月11日の東日本大震災から、間もなく8年が過ぎようとしております。この間、町は原発事故による除染対策を最優先に取り組んできました。現在は、仮置場の除染廃棄物の搬出も進められており、仮置場の早期解消が図られるものと考えております。また、町内に設置されている応急仮設住宅についても、平成30年度をもって供与期間が終了する

ことになっており、東日本大震災からの復旧・復興が確実に進んでいるものと考えているところでもあります。

さて、平成31年度は「第7次三春町長期計画」の前期基本計画と「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間の最終年度であります。三春町が目指す将来像として、長期計画に定めます「豊かな自然・歴史・文化に生まれ 未来に輝く元気なまち 三春」の実現に向け、取り組んできた成果を検証しつつ、新たな計画を取りまとめたいと考えております。

役場新庁舎建築につきましては、平成31年度に工事に着手し、平成32年度には完成するよう、建築工事の予算を計上させていただいております。

また、過日、郡山市を中心に近隣14市町村で締結した連携中枢都市圏の協約に基づき、さまざまな連携事業が具体的に検討されており、人口減少社会において、活力ある地域を維持するための有効な施策として、重点的に取り組んで参りたいと考えております。

次に、平成31年度当初予算案の概要について申し上げます。

歳入では、町税収入の増加が見込まれるものの、依然として地方交付税や国・県の支出金などに依存する割合が高い状況下にあります。

このような状況のもと、歳出では、役場庁舎建築工事に伴う財政負担や消費税増税の影響などを考慮しつつ、事務事業の見直しを行いながら、予算を編成したところであります。

一般会計当初予算の総額は、79億8,238万円で、前年度と比較して9億4,611万円の増額となりました。

放射性物質対策特別会計では、10億7,977万円で計上し、前年度と比較して6億4,435万円の増額となりました。

その他4つの特別会計の合計で38億5,984万円、4つの企業会計の合計では17億5,739万円で計上し、これらを含めた平成31年度の予算総額は、146億7,938万円です。

次に、第7次三春町長期計画に掲げた6つの基本目標に沿って、新年度の事業概要について説明いたします。

目標1 誰もが安全安心に暮らせるまちづくりでは地域防災力の強化のため、小型ポンプ付積載車の更新や防火水槽の修繕、消防屯所の新築実施設計などに取り組み、交通安全対策としては、危険箇所へのカーブミラー設置や防犯灯の設置工事などを行います。

また、放射線管理及び健康管理の実施、風評被害払拭の取り組みとして、食品等の放射能測定事業やふくしま森林再生事業、仮置場での除染廃棄物の適切な管理や可燃性廃棄物の搬出準備などを継続して実施いたします。

目標2の住みよい美しい環境で暮らせるまちづくりでは、幹線道路網の舗装補修や改良事業、町道の維持工事、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた、三春西大橋などの補修工事を継続し、生活道路整備事業の助成金事業と併せながら、生活環境の整備を図ります。公共交通網の充実については、引き続き、町営バス運行事業に努めて参ります。

また、老朽化した町営住宅の改修や民間住宅の耐震診断、耐震改修、空き家改修等への助成などを継続し、住環境の向上を図ります。

日常生活に欠かせない上下水道については、施設の適切な維持管理や運営に努め、安定したサービスの提供に取り組んで参ります。

目標3の豊かな心と文化を育むまちづくりでは、保育環境の充実を図るため、幼児教育・保育の無償化に伴う対応や、第2保育所の指定管理者制度への移行を適切に行うとともに、

私立幼稚園や認定こども園、小規模保育所への子ども・子育て支援給付事業について継続して実施いたします。

教育環境の充実では、英語・漢字検定費の補助や体験学習の充実、食育の推進などと併せ、基礎学力の向上や健康・体力づくりのための取組みも推進するとともに、生涯学習の観点からも放課後児童クラブなどの運営や、スポーツ少年団への活動支援などを継続して参ります。

目標4の誰もが健やかに暮らせるまちづくりでは町民の健康増進を図るため、成人健診や妊婦健診、乳幼児健診、予防接種事業などを継続して実施するとともに、「にこにこ元気塾」や「高齢者社会参加ポイント制度」などの取組みを通して、健康寿命の延伸を図って参ります。

地域医療については、医師会や町立三春病院などと連携し、引き続き休日・夜間の救急医療体制の確保に取り組むほか、町立三春病院の機能の維持確保についても取組みを継続し、地域医療の充実を図ります。

また、病気や障がいなどで生活に不安を抱える方の相談支援を強化するとともに、共に暮らせる地域づくりを目指し、地域や関係機関と連携し取組みを進めて参ります。

目標5の産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくりでは、農業の担い手の育成のため、次世代育成資金交付金や新規農業従事者への給付金や補助金を交付することとしております。また、農村環境の保全のためには、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、取組みを進めて参りたいと考えております。

商業の活性化、工業の振興、働く場の確保については、空き店舗対策事業、中小企業への融資、雇用促進への奨励金制度など、継続して取り組んで参ります。

通年型観光の推進については、愛姫を中心とした三春町の魅力の情報発信を強化し、滝桜観光対策や各種イベントなどの観光振興事業について、商工会やまちづくり公社、環境創造センターなどと連携し、事業を展開して参ります。

また、定住人口の増加を図る施策の推進については、現在取り組んでいる宅地造成事業により、子育て世代の定住を促し、奨学金返還支援事業では若い方々の定住を促していきたいと考えております。引き続き、賃貸住宅建設促進事業、定住促進住宅取得奨励金などにも取り組んで参ります。

目標6の協働と町民参画による自立したまちづくりではコミュニティ活動への支援として、各地区まちづくり協会への交付金事業などを継続いたします。

その他、応急仮設住宅撤去業務の代理施行にかかわる経費や来年度予定されております、各選挙費を計上しております。

最後に、定例会に提出いたしました議案について申し上げます。町道路線の廃止や認定などに係る議案が2件、債権の放棄に係る議案が1件、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正など、条例改正に関する議案が21件、条例廃止に関する議案が1件、農業委員会委員の任命につき議会の同意を求める議案が13件、指定管理者の指定に係る議案が5件、予算関係議案は「平成30年度三春町一般会計補正予算」、「平成30年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分」、「平成31年度三春町一般会計予算」など18件で、あわせて61議案となっております。

これらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。慎重にご審議のうえ、全議案可決を賜りますようお願い申し上げ、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。

…………… 議員提出議案の趣旨説明 ……………

○議長 日程第6により、議員提出議案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 渡辺正久君。

○議会運営委員長

発議第1号「三春町議会基本条例の制定について」

三春町議会基本条例を別紙のとおり制定する。

平成31年2月28日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 渡辺 正久

提案の趣旨は、次のとおりです。

地方分権の推進により、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、議会が担う意思決定機関、行政の監視機関及び立法権限を有する機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきた。

このような中、地方議会を担う者が、その責務を果たしていくためには、二元代表制の趣旨を踏まえ、一翼を担う首長と相互の抑止と均衡を図りながら、自治体の自立に対応できる議会へと自らを改革していかなければならない。

三春町議会及び三春町議会議員は、その役割を強く認識して議会活動を行うため、議会運営の最高規範となる本条例を制定しようとするものであります。

発議第2号「三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」

三春町議会傍聴規則(昭和42年三春町議会規則第2号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成31年2月28日提出

提出者 三春町議会 議会運営委員会委員長 渡辺 正久

提案の趣旨は、個人情報保護の観点から、標準の町村議会傍聴規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、本規則の一部を改正するものであります。

なお、「三春町議会基本条例」及び「三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則」につきましては、お手元にお配りしてありますので、慎重にご審議のうえ、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

…………… 提出議案の質疑 ……………

○議長 日程第7により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第1号から発議第2号までの提案理由の説明並びに趣旨説明に対する質疑であります。

○議長 議案第1号「町道路線の廃止について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第2号「町道路線の認定及び変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号「権利の放棄について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「三春町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「三春町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第26号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」から議案第38号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」までの13議案は、関連性がありますので一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、議案第26号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」から議案第38号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」までを一括して議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第41号「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第42号「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第43号「三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第44号「平成30年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第45号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第46号「平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題とします。歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第47号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第48号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第49号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第50号「平成30年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第51号「平成30年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第52号「平成31年度三春町一般会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第53号「平成31年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第54号「平成31年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第55号「平成31年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第56号「平成31年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第57号「平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第58号「平成31年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第59号「平成31年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。  
収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第60号「平成31年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。  
収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第61号「平成31年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。  
収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第1号「三春町議会基本条例の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

発議第2号「三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております「議案第1号」から「発議第2号」までは、お手元に配付いたしました付託表のとおり、各常任委員会に付託並びに全体審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会にそれぞれ付託並びに全体審査とすることに決定いたしました。  
なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されますよう、お願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第9により、「陳情事件の委員会付託」を行います。

陳情事件第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情」の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

..... 散 会 宣 言 .....

○議長 以上で本日の日程はすべて終了しました。  
これにて散会いたします。ご苦勞様でした。  
(散会 午前10時35分)

平成31年3月1日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本 田 忠 良	3番 陰 山 丈 夫
4番 松 村 妙 子	5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一
7番 佐 藤 一 八	8番 渡 辺 正 久	9番 三 瓶 文 博
10番 佐久間 正 俊	11番 小 林 鶴 夫	12番 橋 本 善 次
13番 影 山 常 光	14番 日下部 三 枝	15番 影 山 初 吉
16番 佐 藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義 孝
副 町 長	坂 本 浩 之

総 務 課 長	伊 藤 朗	財 務 課 長	眞 田 晴 信
住 民 課 長	遠 藤 信 行	企 画 政 策 課 長	影 山 敏 夫
税 務 課 長	佐久間 孝 夫	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	新 野 徳 秋
建 設 課 長	宮 本 久 功	会 計 管 理 者 兼 会 計 室 長	安 部 良 明
企 業 局 長	村 田 浩 憲		

教 育 長	高 橋 正 美	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	永 山 晋
生 涯 学 習 課 長	本 間 徹		

農 業 委 員 会 会 長	大 内 昭 喜
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	村 上 弘
-------------	-------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成31年3月1日（金曜日） 午前10時00分開会  
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆様に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただきますよう、お願いをいたします。

また、会議の様子を録音・撮影される場合は、予め議長の許可が必要になります。今回は申し出がありませんでしたので録音・撮影はご遠慮願います。

なお、5月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜、会議の様子を撮影しますのでご了承願います。

本日は、8名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 それでは、ただいまから、本日の会議を開きます。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合う議論となるよう、事前通告制をとっております。また、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 2番本田忠良君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 議長の許可を得ましたので、先に通告しておきました次の2件について質問をいたします。

1点目、9月の町長選挙に対する対応及び4期16年の総括について、鈴木義孝町長は、平成15年9月、町長に就任して以来、行財政改革に努め、その成果を上げてきました。

町長職を引き継いだ当初は、一般会計借入金残高は約136億の借金があり、三春町は財政再建団体になるだろうと言われていました。29年度決算では、71億まで減らしております。また、町民の健康を守ってきた県立三春病院の廃止決定に伴い、即、町立三春病院、隣接に敬老園を建設し、町の医療、福祉、介護の充実を図り、さらに長年の懸案事項であった桜川河川改修工事に対し、県を動かし、これを完成させました。

近年の少子化に伴い、中学校の再編に取り組み、平成25年4月に新三春中学校を開校させるなど、4期16年にわたり強いリーダーシップのもと財政再建、さまざまな行政課題の解決に取り組んできました。

ことし、9月の町長選挙に対し、町民の間にはもう1期という声がある中でどのように臨まれるのか、また、4期16年にわたる町政の総括についてお聞かせください。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 先ずは、町長4期16年の総括についてお答えをいたします。

私が町長に就任した平成15年9月当時は、三春町は非常に厳しい財政状況にあり、議員お質しのとおり、普通会計地方債現在高が約136億円と、正に危機的状況にあったことから、就任後、すぐに財政再建に取り組みました。

指定管理者制度をはじめとした民間活力の導入を推進するとともに、無駄を排したスリム

な行政システムの構築を目指し、事務事業の見直しを進めました。

議会の皆様におかれましても、職員とともに報酬額の減額に取り組まれるなどのご理解とご協力を賜りつつ、行財政改革に取り組み、平成29年度末までに普通会計地方債現在高を約71億円までに縮減することができました。

財政再建に取り組む一方で、「三春町長期計画」に基づき、さまざまな行政課題について、積極的に取り組んで参りました。

大雨のたびに氾濫し、床上床下浸水などの被害が発生していた「桜川」の改修については、早期の事業実施を国・県に働きかけるとともに、改修後の河川環境に配慮した整備計画に取り組みました。地権者の皆様のご協力並びに関係各位のご尽力により、平成20年度より事業が本格的に実施され、平成28年度には上流工区が完成し、安全で町並みに調和した、景観的にも素晴らしい桜川を実現することができました。

環境分野においては、沼之倉地内の焼却場の老朽化が課題でありましたが、西部環境センターを建設し、平成18年度より稼働させることができました。

商工・観光分野においては、滝桜及び周辺の整備とともに、中心市街地活性化にも取り組みました。私の公約でありました、滝桜の「観桜料」を導入するとともに、その財源を活用して、シャトルバスを運行させて渋滞緩和策を講じるなど、来町される皆様をおもてなしするための各種滝桜観光対策事業を実施させていただいております。

また、三春町は、春は桜の町として完成しておりますが、通年型観光を推進するために、城山公園ともみじ山公園整備も実施いたしました。これらのアジサイやもみじ等は、10年後、20年後には、町の新たな観光名所となるものと期待しております。

中心市街地活性化については、「商業核整備」を積極的に推進いたしました。商業核整備の計画については、長年にわたり進めてきたところでありますが、これまでの取組みを具現化させました。

町なかにヨークベニマルの新店舗が開店し、さらに、町の財産ともいえる「蔵」を「中町蔵」や「北町蔵」として整備し、商業や観光の拠点として賑わいを創造することで、中心市街地の活性化を図ることができました。

また、平成16年度に「築城500年記念」に併せて「産業祭」を開催し、マチとムラの結びつきや町なか観光を振興する取組みを行う、現在まで「愛姫さくらまつり」や「三春秋祭り」などに継続・発展させて参りました。

福祉分野においては、福島県が廃止を決定した「県立三春病院」を県から譲り受け、「町立三春病院」として整備・存続させることにより、地域医療の継続・発展に取り組みました。その後、老朽化により建て替えが急務でありました「三春町敬老園」を三春病院敷地内に新築し、三春町における福祉、介護の拠点として、一体的で効率的な整備・運営を行っております。

これらを核として、地域密着型介護サービス事業所の支援を行うなど、各種施策に取り組んで参りました。

教育分野においては、急激な少子高齢化並びに人口減少など、社会情勢の変化に対応し、町内の中学校の再編に取り組みました。

平成25年4月に新たな三春中学校を開校させ、町内の中学校を2校に統合することで、教育環境を充実させるとともに、効率的な学校経営を行うことが可能となりました。

このように取り組んで参りました4期16年の町政において、最も大きな出来事は、平成23年3月11日の東日本大震災と、その後の東京電力福島第一原子力発電所事故であった

のではないかと思います。災害復旧にあたるとともに、これまでに誰も経験のなかった放射性物質への対応にも迫られることとなりました。

小中学校及び幼稚園保育所の敷地内の表土除去やエアコンの整備、住宅地をはじめとする町内の除染作業、食品放射性物質の計測やホールボディカウンターの実施など、さまざまな施策を展開する中で、各地区の自主防災会を中心として町民の皆様におかれましては、高齢者の安否確認やヨウ素剤の配布、被災者の避難所の設営・受入れ、仮設住宅の建設など多方面にわたり、献身的なご協力を賜り、町民一丸となって取り組んでいただいたことにより、難局を乗り越えることができましたものと、改めて感謝申し上げます。

除染廃棄物の管理や搬出、風評被害の払拭など未だ課題は山積しておりますが、今後も皆様のご協力を賜りながら、推進して参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私は公約で「町民の目線に立っての町政執行」を行うと申し上げて参りました。これまでの4期16年間は、「町民の目線に立って町政執行」を行ってきたことにより、議会の皆様をはじめとする町民の皆様に多大なるご協力を賜りながら、ともに進めることができた「協働によるまちづくり」であったと感謝申し上げますとともに、総括することいたします。

次に、9月改選期に向けた考えについてのご質問であります。任期はまだ半年余りある中、現在は、その後について考える段階にはございません。今は、任期中、精一杯務めて参りたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) ただいま4期16年にわたっての総括ということで答弁をいただきましたが、この間さまざまな事業を展開したことは、今の答弁の中にもあると思います。

私が一番、鈴木町長が功績の大なのは、やはり、質問の冒頭にも申し上げましたが、平成15年の段階で136億の借金を、29年には71億まで減らしたと。これは、この136億の三春町の借金というのは、一般企業で言えば、明日か明後日にでも倒産してもおかしくない、というような状況ではなかったのかと思います。

また、自治体で言えば、もう財政再建団体になると、いうことになってもおかしくないというような状況でございましたが、財政再建団体というのは、皆さんご存じのとおり北海道の夕張市がかなり知られておりますけれども、平成7年に財政再建団体になりまして、そのころは、自分で予算編成とか、全く事業も自分の町でやることができない、ということで、何かをするというふうになれば、必ず国の許可を得なくてはならないというような状況でございます。今現在、夕張市はそうになっていると聞いております。三春町もこのようになったかもしれないというのは、それを防いだのは、私は、鈴木義孝町長の腕であったと思っております。

そこで、いろんな事業を展開してきた16年の間に、展開してきた中で、もっとも印象にあるのは何か、一つ挙げるとすれば何かお聞きしたいと、そのように思います。

また、先ほど9月の町長選挙に当たりまして、議会、町民の皆様との協働によるまちづくりであったと感謝申し上げます、ということで、今現在はあと6カ月あるので考えていないということですが、あと6カ月ではなくて、もう6カ月しかない、ということですので、できれば、きょう傍聴においでになりました町民の皆さんも、町長の胸の内をもう一度聞かせていただければというふうに思います。

胸の内として、もう1期出るのか、または後継者が頭の中にあるのか、または、全くの白

紙か、ということで、町民の皆様に対してもできればもう一度答えていただければと思います。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 16年間の中で何か一つ、一番の思い出というか、それをということでありますけれども、いろんなことがありまして、一つだけ選ぶというのは非常に難しいと思っております。

今、申し上げましたようにいろんなことがありました。桜川の河川改修、それから、県立病院がいきなり、廃止ということ、それから町長になったとき、私は議長を務めておりました。そんな関係で、議員がお質しのように議会では、町の財政に対して非常に危機感を持っておりました。そんな関係で財政が厳しいので、「議長、町長になれ、なれ」と、なるようにという有志議員会をつくっていただいて進められまして、町長になったんですけれども。

最初に、財政再建を考えるためにも、全職員を対象に個人面談を始めました。ワンペーパーを提出していただいて、職員が日々何を考えて仕事をしているのか、まず知らなければならぬと、全職員を対象に今も個人面談は続けております。直接仕事をするのは職員でありますから、職員の考えというのは非常に重要だと思って個人面談をしました。その中から、いろんな意見がありまして、いくつものプロジェクトチームを立ち上げました。各課から1名ずつ募って、三春町の行財政改革はどうあるべきかというプロジェクトチーム、それから、個人面談で出たことで人事評価、三春町の人事評価はどういう制度であるべきか、これもプロジェクトチーム。そして、職員が考えて基本的なことをつくり上げてくれました。財政再建です。従って、職員がみずから財政再建に取り組むという姿勢が生まれました。やっぱり職員なんだと、そう思ってやってきました。ですから、職員と、そして議会と、そして町民の皆さん方も町の財政は厳しいんだという、ご理解をいただいたおかげで借入金の縮減ができた、私はそう思っております。

何か一点と言われても非常に難しいなと思っておりますから、あとは何といっても東日本大震災と原発事故、これは全く未曾有の経験のない、しかも現状を見ての判断、非常に厳しかったと思っておりますけれども、これも多くの町民の皆さん方、自主防災会の皆さん方のご協力によって、今、落ち着きを取り戻すことができた、このように感謝をしているところであります。

一つだけと言われますと答弁にならないかもしれませんが、そんなことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、9月の選挙につきましては、先ほども申し上げましたけれども、しっかり熟慮をして、答えを出していきたい、今はそんな状況にあるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○2番(本田忠良君) 次の質問に入らせていただきます。町の水道事業についてですが、昨年、水道法の改正により民間への運営委託が可能となりました。そのような中で、2月11日の新聞紙上において県内各自治体のアンケート調査があり、三春町を含め7割が民間委託しないと回答でした。

この改正法は、近い将来間違いなく訪れる人口減少による水需要の減少、水道施設の老朽

化、職員数の減少、これらの諸問題を解決し、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道事業の基盤強化を図ることが必要とうたっております。そのような中で、次の質問をいたします。

1、現在、水道管の総延長はいくらか。そのうち、今後10年以内に更新が必要となってくる水道管はどのくらいになるか。また、その費用はいくらになるかお尋ねします。

2、今後、水需要の減少及び職員数の減少に対する対策をお尋ねします。

3、水道料金は、現在のまま維持できるのかお尋ねします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えいたします。まず初めに、昨年改正された水道法は、自治体の広域連携による基盤強化、及び運営権を民間企業に委託する「コンセッション方式」の推進が主なものでございます。

1点目ではありますが、水道管の総延長は平成29年度末時点で、約153kmであります。

その内、布設後40年経過した管を老朽管と言いますが、管路の更新基準いわゆる実使用年数としては、管の種類や埋設されている地盤にもよりますが、50年から60年使用できるとされております。

そのようなことから、今後10年以内に更新が必要となってくる管は3km程度であり、全体の約2%になります。

費用についてですが、水道管はそのほとんどが国道・県道・町道に埋設されており、道路の復旧費も含めると、2億円程度かかる見込みとなります。

2点目ではありますが、水需要に関しては、10年前の平成20年度の給水量は136万5千立方メートルで、平成29年度決算では137万4千立方メートルと、現在横ばいとなっております。

また、現在の浄水場完成に伴い、平成6年度より浄水施設の運転管理の外部委託を開始し、平成10年度からは水道会計及び料金事務の外部委託を行っており、職員数の減少については、第三者への委託導入により対策を行っております。

3点目ではありますが、水道料金は、平成9年の料金改定後値上げせずに、現在に至っております。

水道設備の更新及び修繕は、計画的に行っており、今後も現状維持できるよう、健全経営に努め、安心・安全な水道水を供給して参りますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番（本田忠良君） まず、コンセッション方式が推進の柱であるということですが、このコンセッション方式というのは、外国と日本の場合では少し違うんでございますけれども、これは別といたしまして、第1の質問に対してですが、総延長153キロメートルに対して、今後10年以内に更新が必要となってくるのは2%、3キロ程度であると、費用も2億円ぐらいであろうという答弁を聞きまして、非常に安心しております。

ただ、今後、取りかえる費用です2億円ということでございますので、10年間で2億というのは、決して安い金額ではないというふうに思いますが、この2億という費用はどのように対処していくのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えします。

基本的には、費用については当然のごとく水道事業収益での対処になります。ただし、必要に応じ、水道事業経営安定基金もごございますので、そちらを活用し対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 2点目の質問に対してですが、10年前とほとんど給水量が変わっていないといった答弁でしたが、現在までですが、最近においては、この好条件が揃っていたのではないかというふうに思われるんですが、例えば今まで水を使用していた三春町にとっては、大きな工場、それが移転によって水道水に変更したと。または、葛尾村と富岡町ですか、この辺が公営復興住宅の建設によって、約300軒ぐらい増えていると思われるんですが、その分が多分、今の水需要につながっているのではないかと、その辺を差し引くと、水需要は減っているのではないかな、というふうに思われるんですが。

ことしの冬は、かなり一般住宅、井戸水を使用している住宅にとりましては、この水不足がかなり深刻な問題になっておりますので、本管が通っているあたりの町民の家ですか、その方たちにぜひこの水道水は濁水がないと、いうことをPRしていただいて、水道のほうに参加してというか供給を、町の水道を利用していただけるようなPRなんかを、とっていただければいいのかなと思いますが、その辺はどのようにお考えしているでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えします。

まず、基本的に水道水は強制的に入れということは、まずできません。ただし、この安心・安全な水道水の周知ということで、今後、広報等を通じて周知をしていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 3点目の質問に対してですが、水道料金が20年間、三春町は上がっていないということでございますが、据え置きということで町民にとっては大変喜ばしいことだと思えます。

ちなみに、福島県内には59市町村がありますけれども、この中で高い自治体、または安い自治体、そして、三春町はどの辺に位置しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えいたします。

水道料金のご質問でございますけれども、お手元に平成28年度市町村公営企業年報というのを、今回、用意したんですけれども、これによりますと県内水道料金ランキングということで、一般家庭で1カ月20立法メートル使用した場合の比較でございます。

一番高いところが、税込みですけれども4,860円でございます。一番安い、一番安いのが1,900円でございます。三春町がどの位置にあるかというご質問でございますけれども、三春町は、現在、税込みで3,780円でございます。順位的には、21、22、同額ですけど

も、この位置にあると。県内町村の先ほど申しました59のうち30町村ぐらいは、大体3,000円から4,000円の間で設定していると、現在。だから、ほぼ三春町は、その真ん中ぐらゐの位置にあるのかなと、いうふうに私どものほうでは考えております。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 最後に、もう一点だけ質問したいと思います。

第1の質問の答弁の中に、「必要においては水道事業経営安定化基金も利用したい」といった答弁がありましたけれども、これは平成30年度三春町積立基金調書、平成31年1月末に発行されたものなのですが、この中に水道事業経営安定化基金10億1,744万2,000円とあるのですが、多分、このことだと思うのですが、昨年、白山貯水池ですか、あそこの改修工事で約5億ぐらゐ、多分この中から拠出したと思われるのですが、そのほかに、この経営安定基金から拠出した何か事業があるのかどうか。そして、現在、この経営安定基金がどのぐらゐの現金が残っているのかということと、もう一つ、これ、1月の段階で10億1,744万2,000円が残っているということは、多分、企業局のお金でありながら、これから一時借り入れるというような状況で、将来はまた返すというような内容なのでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

村田企業局長。

○企業局長 お答えします。

まず、三春町水道事業経営安定基金については、先ほど議員がおっしゃいましたように基金自体は10億余りございます。ただ、今までの事業の中で基金自体は10億ありますけれども、企業局で例えば先ほど申しました白山配水池、あそこの整備で昨年の9月に完成しておりますけれども、5億ほど借入を起こし、これから返済していくという形で水道安定基金を取り崩すのではなくて、借りて返してなくなるような形を現在とっています。

そのほかに、前にあったのは平成8、9、10あたりの、主なものは芹ヶ沢配水池等やそこに引っ張る管等々でかなりの金を借りていて、現在返済をして、その分が大体2億7,000万ほどまだ残っておるということで、あくまでも資金がなくならいように一時的に借りて返すということで健全経営に努めております。

金額的な話をしますと、これは決算上での話ですけども、まず、現金としては約1億5,000万ほどございます。そのほかに、すぐに現金にできる債権を持っています。これが1億です。合わせて2億5,000万がキャッシュベースということでございます。

貸付金ということで、7億6,800万ほど企業局がこの水道安定基金から借りて、また返すということを今後も繰り返しながら、基金自体は10億程度を常に保っておくということで安定経営に努めていくという考えでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 先に提出してあります3件について質問したいと思います。

まず1点目なのですが、町営バスの運行についてであります。

1、現在の町営バスの利用者数はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

2番目に、運行日の変更を考えているようですが、変更内容はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

3番目に、高齢化社会での住民の足の確保を将来的にどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 質問にお答えいたします。1点目の質問であります。現在の町営バスは、スクールバスを活用し、18路線45便で運行をしております。昨年度の利用者数は34,780人で、1月当たり利用者数は約2,900人となっております。

2点目の運行日の変更についての質問であります。現在、月曜日から土曜日までの運行している朝晩コース6路線のうち5路線について、土曜日の利用者が著しく少ないため、4月1日から土曜日の運行を廃止するものであります。

3点目の質問であります。運行時刻の見直しや、三春中スクールバスとの乗り合い運行を実施するために教育委員会と協議を行い、可能かどうかを含めて準備を進めているところであります。

また、公共交通空白地域に住んでいる方について、バス停までをつなぐ方法などについても鋭意研究を重ね、関係部局とも調整を図りながら、定期路線の改変に併せて計画素案の策定などの準備を段階的に進めております。

今後も、財政負担を考慮しながら、最小の経費で最大限の効果が得られるように努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 町営バスの問題については、今までにも多くの議員が質問しております。それだけに、町民が本当に心配している問題だっているというふうに思うわけであります。今までにも、路線の見直しやダイヤ改正などでかなり努力をしてきたというのわかるんですが、それでもまだまだ利用者が少ない。これはどこかに原因があるんだろうなというふうに思います。

先ほどの利用者数なのですが、1日当たり2,900人、単純に計算をして1便当たり、45便があるんで、1便当たり大体2名か3名かなと単純計算にそのように割り算できるんですが、それで今までにもそんな努力をしながら、まだまだ利用者の増にはつながっていない。それは大きくどこかに問題があるのではないか。例えばですが、三春町にとって町営バスのあり方自体も含めて、何か問題があるのではないかとこのように思います。その辺も含めてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの再質問についてお答えします。

利用者数が、町営バスの利用者数が少ないのは、何か今の現状について問題があるのではないかとこのご質問であります。町営バス、なかなか今現在自動車社会であって、個人で車を持っている中で、町営バスを利用される方というのがいないのも現実的であります。

あと、先ほど申し上げました交通空白地域、というふうな話で申し上げましたけども、そ

この明確な定義というのではないんですけども、基本的にほかの自治体と、あと全国的になんですけども、バス停から300メートル以上離れている場合には、既定のバス路線に対して交通空白地域というふうにみなすというふうな地区というふうなもので、全国的にみられているわけです。

そういう中で、三春町は町内、旧町内を除けば、ほぼ全域が交通空白地域に該当するのではないかというふうな状況の中で、三春町の財政負担、そういったものを踏まえながら、バスの運行をしている状況であります。そういう中で、利用者等の増についても順次段階的に進めていくというふうな形で考えているわけなんですけども、なかなか利用者増にはつながらないというふうなことでありますが、今後もそういったことも含めて、まずコストを抑えながら、本当に利用したいという人たちを、バスのほうに誘導できるような施策を考えて参りたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 今まであったバスがなくなるという、利用者が少ないから減らすんだということなんですけど、今まであったものがなくなるということは非常に不安になる。ましてや将来展望が示されない中、例えば三春町は将来的にはこのように高齢者の足を守るんですよ、というふうな何か具体的なものが示されない中で廃止をされる。

例えばですが、将来的にはデマンドタクシーなり、乗り合いタクシーなりをうまく活用しながらバスと併用していくんだというふうな、何か具体的なものがあれば、それに向けての過渡的に廃止なのかなというふうに思って、仕方ないのかなというふうに思うわけですが、何もない中で将来展望が示されない中で、人数が少ないから利用者数が少ないからというだけで、運行が廃止されてしまうというのはやっぱり利用者にとっては非常に不安になる。

ましてや、バスを利用している人は明らかに高齢者の人が多いわけですよ、見れば。そういった中で、本当にこれからの高齢者の足をどうしていくんだというふうな、もっと具体的に何かを示してやらないとしようがない時期に来ているのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

具体的に高齢者の足を今後どういうふうに確保していくのかと。路線の廃止だけじゃなくて、不安をあおるような形じゃなくて、具体的にどんなことを町のほうで考えているのかというふうなお話、お質しだと思っんですけども、今までの一般質問の中でも町のほう、当局のほうでお答えしておりますが、地域との協働そういったものも踏まえて、ボランティア輸送とか、あとはNPO法人事業体、あるいは町が主体となって、そういったボランティアの両方を兼ね備えた形で高齢者の足を地元の方たちと協働しながら、足を確保していくというふうな形でコストを最小限に抑える。

先ほども申し上げましたけれども、できる限り少ないコストでそういうふうな形でお互いさま、助け合うような形の交通網を、バス停までの交通網あるいは旧町内までの交通網、そういったものも町全体として福祉運送というふうな形も含めて、全て網羅した形で今後そういったことも含めて検討していく、というふうな中で、その前段として見直しというふうな形で考えております。

ですから、先ほど最初に申し上げましたとおり、段階的に進めているという状況であります。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 将来的には、先ほど答弁にあったようにいろいろ考えていく中での段階的なものだというふうに理解をしました。

それと、今までにも例えば秋祭りなどにそういったイベントのときに、土日、バスの運行ありましたよね。その運行はどのように考えているのか。今回減になるのは朝晩コースということなんですが、そういったバスの運行が、イベントのときのバスの運行はどのように考えているのか。

それと、今回の廃止になる路線についての町民に対する周知の方法ですね。どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

イベント時の運行なんですけども、イベント時は通常、運行は土日であれば運行はしていませんので、町営バスについては。ただし、日曜日に運行しているものとして三春の里路線、環境創造センターを回っていく路線については、昼間は回っております。そういったものについて、イベントとタイアップしたような形で、路線の運行をしようかというふうな形で今後考えていきたいと思っております。

あと、2点目の今回の廃止、廃止についてなんですけど、周知についてまず広報、あとはインターネット等に掲示して、周知したいと思っております。

あと、さらに防災無線等でも3月末に流すようにしたいと思います。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) 2点目ではありますが、子供たちの遊び場の確保についてであります。

1点目、公園の遊具の現在の整備状況と将来の計画はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

2点目ですが、室内遊び場の確保で、子供たちが安心して遊ぶことができる環境を整備する考えはあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

まず、1点目ですが、公園の遊具の現在の整備状況と将来の計画ですが、現在町内には学校、保育所・幼稚園を除き、都市公園や農村公園、地区の児童遊園地及び町営住宅など公共施設内公園の中で、遊具が設置されている施設が40カ所あります。

町では、平成19年度に専門技術者による遊具の定期点検を行い、その結果と日常点検の結果に基づき修繕を行って参りましたが、平成26年6月に『都市公園における遊具の安全確保に関する指針』が改正されたことや、前回点検から10年以上が経過したことから、今

年度専門技術者による点検を改めて実施いたしました。

その結果、安全基準や老朽化により現状のままでは使用できない遊具が数多く確認されたことから、次年度より地元関係者と協議しながら順次撤去や修繕を行って参りたいと考えております。

なお、都市公園など新規公園を整備する計画は、現在ありません。

2点目ですが、現在町では三春町地域子育て支援センターを室内の遊び場として、親子で気軽に遊べ、ゆっくり過ごせる場所として提供しております。保育士3名が常駐しており、安心して遊べる場所として、引き続き周知を図って参りたいと考えております。

また、こおりやま広域連携中枢都市圏の連携事業といたしまして、子どもの遊び場等の共同利用の推進事業が位置づけられております。今後は、具体的な共同利用のあり方について、圏域内自治体と協議を進めて参りたいと考えております。

なお、地域子育て支援センターやこおりやま広域圏での共同利用以外にも、中長期的な視点に立って、子どもたちが安心して遊べる屋内遊び場整備の必要性について、来年度実施いたします第二期の三春町子ども・子育て支援事業計画策定の中で、具体的に検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) まず、公園の遊具についてであります。今現在、安全基準や老朽化によって、現状のままでは使用できないというような報告がありました。今現在、使用できない、このままでは使用できないということは、今現在公園の遊具について、例えば安全ロープを張って使用できなくしておくのか、構わないで使用させておくのか、このままでは使用できないって言っているんですから、何かの処置はしたのかと思うんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

40カ所の公園に168基の遊具が現在設置されてございます。今年度行いました遊具点検の結果、何らかの保守、修繕が必要な遊具の数は76基ありました。その中で、特に危険性が高く緊急修繕が必要なものについては、現在使用禁止としているところでございます。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) それと、あと次年度以降については地元の関係者と協議しながら、撤去や修繕を行っていくとあるんですが、例えば、公園を利用する人が公園を利用しても遊具は利用しないという人もいますよね。これはね。地元関係者というのはどんな人を指すのか。例えば、公園は利用するけど遊具使わない、そんな人も、そんな人と言ったら失礼ですが、そういう方の意見を聞いて遊具がいらぬ。例えば、修繕が必要だっという判断をするのか、実際に遊具を使っている人の意見を聞いて、いや、これは余り使わないからいらぬですよとか、ここはぜひとも必要だから修繕してくれよというのか、その関係者というのはどんな人を指すのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたが、公園の中にはいろんな種類の公園がございまして、中には地元で管理している公園等もございます。そういった観点から地元区長さん、そういった方々に広く聞いて、意見を聞いてどのようにしていくか、年次計画で対応していきたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 室内遊び場の関係なんですけど、今現在、子育て支援センターを利用しながら室内遊び場として利用していただいているということなんですけど、支援センター、特殊なつくりというか、2階建てで非常に小さく区切られた部屋が多くてというふうに理解するんですけど、もっと跳びはねて遊べるような広い室内遊び場が必要なのではないかとこのように思うんですよね。

そこで、第2体育館、旧三春中学校体育館、あそこには倉庫なども併設して、使わない倉庫などもかなりあるというふうに思うんですけど、そんな場所を利用しながら、おもいきり体を動かして遊んでもらうような施設があってもいいんじゃないか。新たな建物を建てて、行うのではなかなか大変なんですけど、既存の施設を利用しながら、第2体育館、日中利用しない時間帯、調整をしながらそんな利用も含めてあってもいいんじゃないか。そうすると、体育館ですので、本当に飛んだり跳ねたり駆けまわったりすることができるんじゃないかというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 お答えいたします。

室内の遊び場、現在地域子育て支援センターということで、お話のとおり現在2階、あと面積的にも狭いというふうなことでございます。どの年齢層までの子供の室内遊びからにするかというようなことも当然出てくるかとは思いますが、今具体的に第2体育館というような話がありましたが、今後、当然校区内の遊び場をつくるかどうかというふうなことで検討をするわけですが、仮に今後、具体的に整備をするというふうな形になれば、当然既存施設の利活用ということについても視野に、さまざまな観点から検討をしていくことが必要なかなというふうに考えております。

現在、使われている施設と体育館につきましては、そういうふうな形になりますけれども、本来業務と利用調整が整うのであれば、当然、多目的な利活用ということについても検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○6番（鈴木利一君） 3点目でございますが、農業振興地域整備計画の見直しについてであります。

1点目、現在の農業振興地域整備計画は、いつ策定されたものか伺いたいと思います。

2点目に、個別の変更は年に何件くらいあるのか、お伺いしたいと思います。

3点目に、次回の総合的な見直しはいつごろを考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。1点目の「三春町農業振興地域整備計画」の策定期間についてであります。本計画は昭和45年度に策定し、平成8年度に全体的な見直しを行っており、以降は個別事業ごとに申請を受けて、計画の変更を行っております。

2点目の個別の変更件数についてであります。農業振興地域の農用地利用計画変更、いわゆる農用地区域からの除外件数ですが、平成27年度には14件で、28年度以降は年2から3件程度であり、主な内容は住宅用地への変更であります。

3点目の総合見直し時期についてであります。人口減少と少子化の進行、さらには農産物の価格低迷等により、担い手及び耕地面積の減少が続いており、農用地区域内でも荒廃農地が発生している状況であることから、全体見直しを行わなければならない時期を迎えていると認識をしております。

農業振興地域整備計画の総合見直しに当たりましては、基礎調査、農業者、関係機関との協議に相応の時間を要するため、31年度から地域の方々との話し合いを進め、農用地の利用状況の確認と、今後10年後を見通した、農用地として利用、確保すべき土地の選定を実施して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 農用地から住宅地への変更が年に2件から3件、28年度以降はですね。ということなんで、三春町では定数人口の増加を目指しているといいながら、農用地からの変更が2件から3件、非常に少ないんじゃないかというふうに思います。

何かやっぱりここに原因があるのかなど。それはやっぱり、この計画によって、農地から住宅地に変更するには制約があるという中で、そこが進まないのかなというふうに思うんですが、前回、平成8年以降、22、3年がたってますよね。

通常、今まで三春町のいろいろな計画というのは5年とか、長いもので10年ぐらいのあったかとは思いますが、そういった中で22、3年も、20年以上も見直しがされてこなかった。とりわけ、農業については環境変化が著しいという中で、全然見直しがされなかった。それが、この人口増にはなかなかつながっていないのかな、というふうに思うわけですが、その点についてどのようにお考えですか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 整備計画の見直しが20年行われなかったというのは、そのとおりでございます。さまざまな要因があるかと思います。

議員お質しのとおり、農業情勢につきましては、まさしく目まぐるしくその状況が変わってまいったというのがございます。そこで、こういった状況から町のほうでは、新年度31年度から、具体的に地域の方々との話し合いを進めさせていただきながら、見直しに向けた取組みを進めていきたいと考えてございます。

ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 早急な見直しが必要だとはいうふうには思うんですが、この見直しあたって、いろいろ調査をしないと。それには、随分時間がかかるという中で、今

まで20年間もそのままされてきた問題が、やっと動きだそうかというふうに思うんですが、調査に時間がかかるということはやっぱりスピード感を持って、早急な現状にあった計画を早急につくっていく必要があると思うんですが、例えばこれが調査に3年も4年もかかるんじゃないくて、やっぱり1年、2年できちんとしたものを調査をして、ものにしていくというふうに、そういったものが必要だと思うんですが、いかがでしょう。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

お質しのとおり、基礎調査それから何よりも地域の皆様方との話し合い、これが重要でございますので、十分な話し合いをするとともに、スピード感を持った取組みを進めて参りたいと考えております。

ただ、もちろん関係機関、それから県との協議等々ございます。それらも含めて取組みに積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 10番佐久間正俊君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○10番(佐久間正俊君) 議長の許可を得ましたので、通告した2件について質問いたします。

第1問介護認定について。我が三春町では介護認定を受けている町民の皆さんが、数多くおられます。認定1から認定5あると聞いております。

次の3点についてお伺いします。

1番、介護認定1から5までのどのような審査により決定しているのか、お伺いいたします。

2番、町内全体の認定患者の人数は、1から5までの男女別にお伺いいたします。

3番、今後5年、10年先を見ると現在の倍以上になると思います。町の対応をお伺いいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 1つ目のご質問にお答えします。

要介護認定を行うには、要介護認定申請を受け、介護認定調査員が自宅や病院などを訪問し、国で定めた調査項目に基づいて、本人の観察や介護者への聞き取りなどにより、心身の状態や生活、介護の状況などを調査いたします。さらに、主治医の意見書により、病状や医学的見地からの意見などを把握し、これらの内容をコンピューターにより一次判定いたします。次に、一時判定結果の妥当性について、医療、保健、福祉の専門職5名で構成されます介護認定審査会の審査を経て、二次判定が決定されております。

なお、コンピューター判定につきましては、全国共通の基準であります一次判定ソフトにより、「要介護認定等基準時間」と呼ばれる「介護の手間」が算定され、その時間の長短によって、要介護度の区分が割り出されるものでございます。

2点目のご質問にお答えいたします。

平成30年12月末現在の男女別要介護認定者数は732名で、その内訳は要介護1が男

性68名、女性130名、要介護2が男性48名、女性95名、要介護3が男性46名、女性91名、要介護4が男性45名、女性102名、要介護5が男性30名、女性77名です。さらに、要介護の手前であり、要支援1の男性52名、女性102名、それから要支援2の男性22名、女性55名、合わせて231名を加えますと、全体の認定者数は963名となっております。

3点目のご質問にお答えします。

町では、第7次三春町高齢者福祉計画及び第7期三春町介護保険事業計画において、いわゆる団塊の世代が75歳以上となります2025年の要介護認定者数を、1,100人に達すると見込んでおります。町の対応といたしましては、高齢者の生きがい対策や健康づくり事業などこれまでの取組みに加え、高齢者の生活を地域で見守り、支え合う仕組みづくりが必要と考えております。2つ目には、要介護状態を予防し悪化を防ぐ施策の充実、3つ目として、適正な介護サービスの提供体制の構築、4つ目として在宅医療や介護の連携推進です。これらの取組みを進めながら、住みなれた地域で安心して生活できるよう努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

佐久間正俊君。

○10番(佐久間正俊君) 2025年に1,100名になると、そこで、町内の介護施設関係で受け入れ体制は大丈夫なのか、その辺を聞きたいと思います。

それと、現在、男性、女性の年齢で一番若い年齢の人は何歳か。それとまた、一番年上の年齢は何歳か、お聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えいたします。

1点目の介護認定者数が増加して、町内の受け入れ体制が大丈夫かというご質問についてですけれども、町では先ほども申し上げました介護保険事業計画を3年1期で見直しております。それに、その計画の策定については、必要のサービスの見込みを算出して、どのようなサービスを整備する必要があるか、という観点で整備しております。

そうした取組みから現在、必要なサービスについて町内の受け入れは大丈夫であると、さらに今後必要が増していく中で必要に応じて施設の整備、サービスの誘致等も検討していく形となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、2点目のご質問でございます。介護認定を受けている最年少と最高齢の年齢はというご質問でございますが、要介護認定は一般的には65歳以上の方が対象となっておりますが、一部40歳から64歳までの方も、疾病や障害の内容によって認定が受けられるということになっております。

三春町では現在40代の方、40から64歳の方の認定者が全体で31名いらっしゃるということで、最年少の年齢がということについては、数字を持っておりませんが、40から64歳が31名おられます。それから、最高齢につきましては、現在、三春町で100歳以上で認定を受けている方は11名いらっしゃるということで、ご理解いただければと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○10番（佐久間正俊君） 第2の質問に移ります。

北部3地区の活性化について、町内を見渡すと沢石地区、御木沢地区、要田地区、要するに北部3地区は活性化が遅れているように思いますが、町の対応をお伺いいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 地域の活性化についてのご質問ですが、三春町長期計画では「地域の産業の活力を生み出し、地域特性を生かした産業の振興」と、「地域のもつ資源や特性を活かした多様な交流と連携の推進」を掲げており、こうした考え方に基づき、さまざまな施策を展開しているところであります。

また、区長会やまちづくり協会などとも連携し、地域ごとの事情にも配慮しながら、さまざまな課題解決に向けた対応を行っているところでございます。

今後も、持続的かつ均衡ある地域の活性化を目指し、さまざまな取組みを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 11番小林鶴夫君、質問席に登壇願います。

質問を許します。

○11番（小林鶴夫君） 議長の許可により、さきに通告しました、この滝桜保護保存活動PR他について質問いたします。

現在、滝桜では、大規模な足場を組んで大きな枝の支柱の交換や追加、末端の枝の害虫駆除など、大々的な保護保存活動を行っております。

先日、現地を見てきましたが、花のシーズンに来られるお客様には想像ができないと思われそうですが、滝桜は以前から滝桜保存会の方々ほかの、地道な保護活動などによって手入れをしておりました。平成17年1月の大雪で多くの枝が折れたのを契機に、約5年に1回の割合で大規模な足場を組んで、保護保存活動を実施しているそうです。

ことは2月17日に現地で説明会も行われ、大勢の方が来られたことが当日のテレビの放映や、その後の新聞報道に報じられておりました。また、インターネット上では、観光協会のホームページにも、大規模な足場の写真が掲載されております。

私は、ネットだけの情報発信でなく、桜のシーズンに来られる多くのお客様にも知ってほしいと思います。活動の様子を写真パネルにして、現地で見てもらえれば、保護保存活動には多くの費用が、必要であることを理解してもらえらると思います。

1番目としまして、この写真パネルを、滝桜の周辺のPRはもちろんのこと、観桜料のチケット売り場付近や、三春駅構内などに設置してはどうでしょうか。

2番として、保護保存活動のほかに、夏の深緑色の滝桜、秋の紅葉の滝桜、冬の雪の滝桜の、いわゆる四季の桜の写真パネルもあわせてPRすれば、通年観光の一助になると思われそうですが、町の考えをお伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 滝桜保護保存活動につきましては、平成20年度に策定しました「三春滝桜保護保存基本構想」に基づき、おおよそ5年に一度、大掛かりな再生事業が計画されて、現在、足場を組み、枯枝の剪定、病虫害の駆除、支柱・結束材の付け替えなどが行われております。

これらの作業は、普段、観光客の目に触れることは無いことから、2月17日に現地での説明会と見学会が企画され、多くの参加をいただいたところでございます。

これらの保護活動につきましても、もっと広く観光客の皆様にはPRをしてはとのお質しでございますので、ご提案に添えるよう、滝桜現地や三春駅などでのPRに努めて参ります。

また、四季の滝桜の写真などにつきましても、併せて検討して参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

小林鶴夫君。

○11番(小林鶴夫君) ただいま前向きなご答弁をいただきましたけれども、具体的にはいつごろから実施すると考えてよろしいでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 滝桜の観光対策も今月から徐々に始まって参ります。当然、桜が開花するまでに十分間に合うように、現地のほうで対応のほうを進めて参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 1番新田信二君、質問席に登壇願います。

新田信二君。第1の質問を許します。

○1番(新田信二君) ただいま議長から許可がありましたので、さきに通告してあります3件について質問させていただきます。

1つ目、災害発生時の防災行政無線の対応について。

三春町においても、冬場の火災による死亡事故が起きてしまいました。2月15日、深夜1時ごろに火災が発生しましたが、防災行政無線による町民への情報・避難等の注意喚起がありませんでした。

災害発生時は、人命救助を最優先とした、速やかな情報の伝達が急務だったと思われませんが、町の考えをお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 第1の質問にお答えいたします。

災害発生時は防災行政無線にて、町民の皆様には人命救助を最優先として、迅速かつ適切な情報伝達を行わなくてはならないものであります。

しかしながら、2月15日、午前1時ごろに発生した、三春町字北向町地内の住宅火災に際し、住宅密集地で延焼の恐れがある中、防災行政無線を放送しなかったことは当局の判断の誤りであります。このことにより、皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) ことしも3月1日から7日まで春の全国火災運動が繰り広げられます。

まず、初めに、現在の三春町の自主防災のマニュアルを確認させてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 お答えいたします。

災害発生時につきましては、災害発生した場合、まず、最初に町民の皆様のように、防災行政無線にてお知らせをいたします。その後、火災の場合は消防団への一斉メールで伝達を行い、それで職員がその後の電話対応、それから現場対応へ向かうことになってございます。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 今回、団員に対しましてメールでの伝達は適切に対応に至ったということだったんですが、実際、防災無線とメールでの伝達というのは、防災をまわすことによって注意喚起が早められると思うんですが、いかがですか。

○議長 質問があればこれを許します。

伊藤総務課長。

○総務課長 議員さんがおっしゃるとおりでございます。先ほども副町長が答弁しましたように、そこの判断を誤ってしまったことでございますので、重ねておわびを申し上げたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 人間は、誰もが判断間違いをするものであります。間違いを起こした際に、やはり誰かがこれは気づかなければ、そうになってしまいます。

今回、町側で、緊急事態で誰もがやはり無線対応をすべきということに気がつかなかった時点で、重大な問題があると思います。

12月に私が一般質問において、昨年11月21日、小野町で起きました火災で、幼い子供4人と大人3名の7人が犠牲となった火災につきまして、一般質問を出しておきました。私は総務常任委員としまして、町に対しまして、同様の火災が発生しないために再発防止をお願いしました。

今回の火災におきまして、たまたま1人の犠牲者で助かりましたが、飛び火等での大火災になっていたら、町は反省という言葉だけでは済まなかったと思います。

町の自主防災といいますが、総務課といたしまして、この災害の認識、責任感が全くありません。なぜ、もう少し危機感を持って人命救助、避難を呼びかけの行動ができなかったのか。多分、町民の方も不思議がっていると思いますので、再度、今後の町民が安心して暮らしていけるよう、しっかりと再度、説明をお願いします。

○議長 新田議員、通告内容でありますけれども、通告内容については、防災無線の対応についてということですので、災害全般についての通告ではないので、その辺は間違わないようにしていただきたい。防災行政無線に関しての質問であれば、当然答弁を求めますけれども、それ以外でありますと通告外になりますので、再度、質問があればお願いをしたいと思います。

新田信二君。

○1番(新田信二君) それでは、最初、ご答弁にもありましたが、副町長がりましたが、ここの防災無線の対応につきましては、最初、マニュアルは確認させていただきました。ただ、マニュアルによっては、万が一、電話等でマナーモードとか何かで、連絡がつかない場合もあると思います。

今後のしっかりしたマニュアルと防災無線の対応に関して、町民にわかりやすいように説明をお願いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 先ほども申し上げましたが、一番最初に防災行政無線を放送しまして、その後、火災の場合は、消防団へのメールでの伝達、それから職員の配置等の体制ということで、内部で再徹底を行っておりますので、今後そのようにさせていただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問の質問を許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 2つ目の質問に入ります。交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指すことについて。

三春町ではことし、平成31年1月25日「交通事故ゼロ」1,825日、丸5年間を達成することができました。町民一人一人が交通事故を起こさない、事故に遭わないよう、日々の注意喚起の努力の結果だと思っております。

この記録をさらに、1日、1週間、1カ月、1年間と更新を目指していかなければ、安全・安心なまちづくりにつながらないと思っています。

今後の交通事故ゼロと交通事故を1件でも減らすため、町の取り組み方をお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第2の質問にお答えいたします。

現在、町では年4回の各季に行われる交通安全運動期間中の広報運動をはじめ、春と秋に全国交通安全運動の出動式を実施しております。

また、田村警察署、田村地区交通安全協会、田村地区安全運転管理者協会、及び安全運転管理田村事業主会にご協力をいただき、年3回、4月、7月、9月に、テント村も山田地区において実施しております。

さらに、交通安全協会三春町連合会の各地区の分会の方々にも、各季の交通安全運動期間中に広報活動などを行っていただき、交通事故が起こらないように努めているところでございます。

加えて、各小学校の登下校時には、見守り隊や安全パトロール隊に児童の交通安全、防犯等のためにご協力をいただいております。

新たな取り組みといたしまして、平成30年度から、田村高校通学路を中心に大町、北町と荒町地区の区域45ヘクタールを田村警察署が、走行速度30キロ規制区域(ゾーン30)を設定し、施設の整備を行っているところであります。

また、安全確保のためのカーブミラーの設置は、各地区の分会から要望をいただき、毎年10基程度ずつ、新設や交換を実施し、安全確保を進めております。

今後も、各団体等のご協力をいただき、事故が起こらないように取り組んで参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) ただいま岩江地区は、交通死亡事故ゼロ6,000日を目指しております。また、田村警察署内、田村郡市の3市町におきましては、2018年、平成30年

度、1年間で交通死亡事故ゼロを昭和30年以降で初めて達成しております。この1年間の死亡事故ゼロがいかに難しいかが理解できます。誰もが加害者、被害者になりたい人はいません。

ただ、運転者によるハンドル操作の間違い、アクセルとブレーキの踏み違い、居眠り運転、交差点内での人身事故等は絶えません。また、歩行者による横断歩道以外での道路横断、薄暮時間帯の散歩時の道路運転者が、歩行者の発見がおくれた際に、死亡、人身事故等は毎日のように簡単に起きています。

そこで、今後、三春町の交通事故死亡ゼロを達成するために、2点提案させていただきます。

2,000日を目指すため、日々の達成記録の表示板の設置で、歩行者、運転者に対する注意喚起で、達成に向けて取り組むべきと思います。

2点目は、広報みはるへ達成記念日数を連載することで、町民一人ひとりの安全意識の向上につながると思いますので、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 広報への掲載につきましては、今後、掲載して参りたいと思います。

それから、表示板につきましては、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

新田信二君。

○1番(新田信二君) 3つ目の質問に入ります。人口減少対策について。

少子高齢化の言葉は、先の時代の大きな社会問題となっています。

元気な高齢者が増え続け、生まれる子供は少なくなっています。その原因は、未婚、晩婚の増加、第一子出産の高齢化、子育てと仕事の両立に対する不安など、さまざまな要因があります。

隣町の小野町では、町の人口が1万人を欠けたことです。町の予想では、4、5年早いとのことで、さらなる人口減少対策等に取り組んでいます。

現在、人口減少対策の取組みで、国、県、市町村による結婚支援事業が行われていますが、三春町の今現在の取組みと、今後の新たな取組みについてお伺いいたします。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 今、町が取り組んでいる結婚支援事業については、若者の出会いの場の提供を目的とした三春kon、俗にみーこんの開催、また結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新居の家賃や引っ越し費用などを支援する、結婚新生活支援事業を実施しておりますのでございます。

今後の新たな取組みについてですが、結婚したい人を支援する「世話やき人制度」や結婚したいと考えている人同士を紹介する「はび福なび」など、県で実施している事業の周知・PRを強化して参りたいと考えております。

また、民間事業者においても、若者の出会いの場を提供することなどを目的にさまざまなイベント事業が実施されており、こうした民間事業者との連携や支援も検討して参りたいと考えております。

さらに、過日「こおりやま広域連携中枢都市圏」において、連携協約の締結を行ったところであり、具体的な連携事業においても、広域的な若者の出会いの場を提供する事業が検討されておりましたので、これについても積極的に検討を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

新田信二君。

○1番（新田信二君） 先ほど答弁にありました「世話やき人制度」につきまして、3年前に私が一般質問をさせていただきましたが、その前に県議の知人に県議会において一般質問をしていただきました結果、内堀知事が先頭になり、ただいま取り組んでいる期間であります。

県の取組みも受けまして、町としても、結婚したくてもできない方、または出会いのない方、そういう方につきまして、やはり町として世話やき人を募集しまして、町としてこの支援しまして、結婚したい人、相手を見つけられない人の応援をすべきと考えますが、お伺いします。

また、「こおりやま広域連携中枢都市計画」、この連携事業におきましても、こおりやま中枢、連携は連携でいいんですが、今現在の姉妹都市である一関市、こちらで4市町村を含む、結婚のお手伝い「婚活支援事業」を行っております。人口減少対策の一つとして同じ課題を有する4市町村が県際連携により、広域で男女の出会いの場をつくることを目的としております。

三春町は一関市と姉妹都市であることから、婚活支援交流を含め、観光を含めた取組みを今後検討すべきと思いますが、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 今回の1点目の、世話やき人についてでございますが、今、県が取り組んでいるわけです。

それで、まずは広い地域での「世話やき人制度」でないと、やっぱり狭い地域での「世話やき人制度」では、なかなかこう範囲が小さいといえますか。ということで、まずは県の取組みについて周知が万全でない面があるかもしれないということで、まずはその辺は周知を強化しまして、三春町の方でも、登録できるような、そういうふうに進めていきたいと思っております。

議員おっしゃるように、町の単独化でございますが、その制度化については現在想定してはおりませんが、昨年、町内の数名の方から「世話やき人制度」について興味があるというご相談がありました。いろいろ話、説明をしまして、今後どうなるかわかりませんが、そういう可能性もあるので、その辺は探っていきたいと思っております。

もう一つ、姉妹都市の一関でございますが、一関の取組み、今回の質問があったということでちょっと中身を見させていただきました。確かに広域的に行っていて実績もすごく上がっているということなんですが、交流の深い姉妹都市の一関ですので、ざっくばらんに中身等は聞いてみたいなど、事務的には方には言っております。

また、一関市と三春町の婚活を結びつけるということでございますけれども、いろいろ考えたんですが、遠方であるということの問題、あとはどこで開催するとか費用の問題とか、いろいろそういう問題を解決しないと多分なかなか進まないのかな、ということですが、そういうものを整理して、前に進めることができれば進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 これにて休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時59分)

<休 憩>

(再開 午後1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 休憩を閉じ開会をいたします。

14番日下部三枝君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○14番(日下部三枝君)

それでは、議長のお許しを得ましたので、さきに通告しておきました2件につき質問いたします。

1件目、新規就農者の就農後の支援について、新規就農者を募るための支援制度が、県や町等で設けられ、それに応じた方たちも出てきた中、この方たちが町の農地を耕し、集約して就農者として定着するため、町として今後どのような支援を考えているのかお伺いします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

新規就農者の確保につきましては、県市町、農協等地域の関係機関・団体に構成します「たむらの新・農業人サポート協議会」におきまして、関係者が役割分担と情報共有を図り、新・農業人フェアへの出展、新規就農者合同相談会の開催、現地見学会など、新規就農者の確保、育成に取り組んでいるところでございます。

これらの取組みによりまして、平成28年度1名、平成29年度に1名、平成30年度に3名の方が、新たに就農されております。

就農後の経営確立のための支援につきましては、国の事業である「農業次世代人材投資資金」とあわせて、町独自事業であります「新規就農者応援給付金」、「新規就農者等居住費補助金」などにより支援を行っております。

また、農地の確保につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員と協力をし、就農計画に応じた候補地を選定し、所有者との調整を図っております。

新規就農者の場合は、技術の習得状況や経営能力に合わせた支援が必要であり、県農業普及所、農協の営農指導員や金融担当などとサポート体制を整え、技術、経営、営農資金、農地等の支援に努めて参るとともに、引き続き、関係機関、団体と連携をし、きめ細やかな相談、受け入体制を充実させ、新規就農者の確保を図って参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 先日、70代の女性の方々から、これからの農業、自分の家の農地に対する不安を私のほうに話がありました。新規就農者や、それに対する支援制度について、言葉足らずではありましたが、説明をして、少し不安を和らげられたかなと思っております。しかし、まだまだ多くの農業者の人たちが、これからの農業・農地に対して、不安

を抱えていると思います。ですから、今の答弁内容で、新規の農業者が入ってきていること、これから、その人たちが農業で生活していけるための支援等がいろいろ施策として始まっていることが、理解できたと考えておりますけれども、その人たちのために、新規就農者の募集の段階とともに、次のステップに入りつつあることを、不安を払拭するためにも、周知が必要かと思われまます。あらゆる機会を捉えて、この今の答弁内容の周知を図り、新規就農者が、我が町で確実に農業で生計が成り立つよう、長いスパンで、その時期、その時期よっての支援体制が構築されるということ、その2点について、ぜひ、周知と、それから、長い間の構築、それをしていかなければならないのではないかと考えておりますが、町の考えをお伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

新規就農者の支援及び新規就農者の就業状況等については、先ほど申し上げたとおりでございます。それらにつきまして、周知を図っていくべきであろうということでございますので、機会を捉えた中で、それらに努めて参りたいと考えております。

それから、2点目、新規就農者への就農後の支援活動について、いま少しと、いうふうなことだと思いますが、新規就農された後の支援といたしましては、現在も、関係機関、普及所、町、JA、それら関係機関が毎月定例会を行っております。その中で、新規就農者の情報の共有、あるいは、支援内容の確認、こういったことが行われている状況でございます。また、専門の担当を中心に、新規就農者の補助、そういったものの重点巡回も月1回行われているような状況でございます。

さらに、簿記、あるいは、生産技術、こういったことに関する研修会、こういったものも、年に7回ほど行われているということでございまして、継続した支援、これが重要でございますので、こういったものにも、引き続き取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) それでは、2件目に移ります。

町の案内表示板の劣化、サイン計画について。町民の方から、町の案内表示として立ててある木柱の下のほうが腐っているのが何本も見受けられる、また、町内表示板が見えなくなっている、などの話がありました。両方とも、長年の間の劣化と思われまますが、速やかに案内表示板のチェックと修繕をすべきと思いますが、このようなことについて、町のサイン計画は、どのようになっているのかお伺いします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 町内にあります木製の案内表示板につきましては、福島県が設置して町に移管されたもの、まちづくり協会が設置したもの及び町が設置したもの等がございます。

町管理の木製案内表示板に関しましては、木部の状況を確認し、老朽化の著しいものについては、撤去もしくは修繕を加えているところでございます。

表示板につきましても、色あせて見えなくなっているものや表示内容が古くなっているもの

のについては、状態を確認しながら書き換えや修繕を行っているところでございます。

しかしながら、町内に数多くの表示板があることから、一度に実施することは財政的にも困難であります。

これらのことから、表示板を管理する関係課等で連携を図り、緊急の度合いに応じて、優先順位をつけ、書き換えや修繕を計画的に実施して参りたいと考えております。

なお、町のサイン計画につきましては、平成19年に国土交通省三春ダム管理所、福島県及び三春町において観光活性化の一助となるものとして、関係行政機関が景観にすぐれたもので、かつ統一された施設案内板及び道路案内板を設置するためにデザインなどをまとめたものでございます。したがって、全ての案内表示板の設置、書きかえ並びに修繕時期について、まとめられたものではございません。

以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 今の答弁から案内板等の劣化に対するチェックと修繕は、サイン計画は、かわりがないということがわかりました。だとすれば、案内板のチェックと修繕については、どのような期間でチェック、期間というのは長さですね。期間でチェックしているのか、修繕にそれを結びつけているのか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

古くなった看板等につきましては、期間というわけではございませんで、日々、安全点検を臨時の職員等で、実施しているということでございます。それから、町民の方々から、いろいろご意見をいただいて、その節々で修繕を加えているというところでございます。

なお、安全性などを考慮しまして、朽ち果てて危険な物を優先しながら、優先するとともに、表示内容の情報が古くなり、用をなさなくなった物から、順次年次計画で修繕して参りたいと考えているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

日下部三枝君。

○14番(日下部三枝君) 今、答弁に、数多くの表示板や、あと、財政面の内容についての答弁がありました。今ほど課長のほうからも、町の人たちからの情報を得てという話もあったので、チェックする、そのチェックということを考えますと、臨時職員の方、職員の方が出て、それを日々チェックするということは、なかなか、これから、やはり、人件費の高騰や、それから職員の人数を考えますと、なかなか大変なことではないかなと、ちょっと思われますので、今、課長のほうからも、ちょっと話がありました。町内を散歩している人たち、この人たちに、気軽にですけども、ちょっと注意をして見てもらっていて、ここはおかしいよとか、あそこ、危ないよとかという意見を気軽に町のほうへ情報として流してもらうような、そういう仕組みづくりと言いますと固くなりますけど、そういう体制というものもあったほうがいいのではないかなと思われそうですが、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

まず、1点目でございますが、臨時の作業員の皆さんにおかれましては、その看板の目視

確認だけでなく、公園の草刈り等行っている中で、そういったものもあわせてやっているということですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、情報につきましては、広く受け付けてございますので、これまで同様気づいた点あれば、建設課のほうに申し立てていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 質問があればこれを許します。  
(ありませんの声あり)

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願ひます。  
第1の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件について、お尋ねいたします。

1点目、風疹予防対策について。昨年、首都圏を中心に風疹患者が急増し、2017年の約31倍にまで拡大いたしました。風疹が怖いのは、妊娠しているお母さんが感染すると、生まれてくる赤ちゃんが心臓病や難聴、白内障など、先天性風疹感染症になるおそれがあるということが、一番心配されることであります。妊娠がわかってからでは、ワクチン接種することはできません。患者のほとんどが成人で、性別で見ますと男性が約2,000人と8割を占めております。そのうち、男性患者の8割は30代から50代で、風疹の免疫を持つ人が少ない世代であります。この世代は、集団接種の対象が女性のみだったり、また、その後、個別接種による移行したことなどから、予防接種を受けていない30代から50代の男性で、免疫を持たない人は、数百万人にも上ると推測されております。そこで、2点についてお尋ねいたします。

- 1、昨年から風疹患者が急増しておりますが、三春町の現状はどうかお尋ねいたします。
- 2、風疹予防には、必要なことは何かお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。  
佐久間保健課長。

○保健福祉課長 それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

風疹患者報告については、診療をした医療機関から管轄保健所へ、全数報告することとされておりますが、この報告に基づく福島県感染症情報センターの直近の報告によりますと、ことし1月から現在までの三春町を含む県中保健所管内における風疹患者数は0件です。また、昨年1年間の同じ報告数も0件でありました。県内全体での報告数は、ことし1月から現在まで、相双地区やいわき地区などで4件の報告があります。昨年1年間の県全体の件数は9件でありました。

2点目のご質問にお答えいたします。

風疹は、咳やくしゃみなどによる風疹ウイルスの飛沫感染で、重い症状が出る方もいますが、症状があらわれない方もあり、気づかないうちに感染を広げてしまう場合があります。風疹の免疫を十分に持っていない方が増えると、簡単に流行してしまい、妊婦が感染することで、先天性風疹症候群の子供さんが生れる危険性が増してしまいます。

平成23年以後、輸入による風疹感染が見られるようになり、平成24年10月からの2年間で、全国で45人の先天性風疹症候群の患者さんが報告されていることは、決して他人事ではない問題と言えます。

これらのことから、風疹予防に必要なことは、自分自身が風疹に感染しないということだ

けではなく、社会全体の感染予防のことを考え、感染の危険性を抑えることが大切と考えます。現在、風疹の免疫を十分に持っていない方は、積極的にワクチンを接種いただくことをお勧めしております。

ことし2月1日、改正予防接種法が施行されまして、3年間の時限対策として、風疹の免疫が十分ないと判断される昭和37年4月2日生まれから、昭和54年4月1日生まれまでの男性に対して、風疹抗体価検査と、その検査の結果で免疫が少ないと判断された場合にワクチンを受ける、そのワクチン接種料が無料で受けられることになりました。町では現在その準備を進めているところがございますので、該当となり通知が届いた方は、積極的な取組みをお願いしたいと考えております。また、妊娠を希望する女性とそのパートナーの方についても、これまでどおり公費助成制度を継続して実施いたしますので、積極的に活用して予防に努めていただきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） この風疹の症状というのは、発熱や発疹、またはリンパ節への腫れなどが上げられます。先ほども、この答弁の中にはありましたが、この風疹に感染しても明らかな症状があらわれない、という不顕性感染になる方もいるようであります。こういう人たちは、知らずのうちに感染を広げてしまうということになりかねません。特に流行の中心となっている30代から50代の男性には、抗体検査を受けた上で、このワクチン接種が必要であるかと思えます。対象者には町のほうから通知がされるということではありますが、そのほかに、この風疹予防の周知を図っていかれるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健課長。

○保健福祉課長 再質問にお答えします。

対象者への周知について、どのように行うかというご質問かと思えます。3月1日付けの町の広報には、2月1日から、そのような法律が変わり、対象になりましたということをお知らせしております。今後、この対象者には、個別に、この風疹の内容、それから予防接種、検査の必要性等、詳しく内容について個別周知を図る計画をしております。また、町民全体に対して、広報や町のホームページ、また、対象となっている方が男性ですので、その家族に当たる奥さんやお嫁さん、いろいろな機会を通じて、この接種に向けてご協力いただけるよう、呼びかけて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 今回のこの風疹は、無料化の対象になるということなんですけれども、男性の多くは平日、日中ですね、会社などで働いているわけありますから、この医療機関に足を運ぶ時間がない場合もあるということから、厚生労働省のほうでは、働き盛りの世代を念頭に、休日、また夜間の医療機関や職場で実施をする定期健康診断でも、居住する地区町村以外でも、抗体検査と、また予防接種を受けられるように、医師会や、また、経営者団体による呼びかけを決めたということですが、町としては、この取組みについてはどうされるのか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

働き盛りの男性がこの事業の対象となっておりますので、国からも、さまざまな方面、職域などに対しても、その接種、検査が受けられる機会を確保するようというところで、通達通知が出されているところであります。町としましては、各事業所で、職域の健診でそういった機会が設けられることを期待しておりますけれども、それ以外に町で行う住民健診、こちらは土日の実施もしておりますので、そういった機会にも検査が受けられるように、今現在、関係団体事業所等と調整、検討をしているところであります。また、ワクチンの接種や検査については、地元の医療機関で実施することになりますので、地元の医師会につきましても、この件について、どのような対応が可能かということで、協力要請、調整をしているところでございますので、可能な限り、そういった調整を行って、皆さんに機会を確保したいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 2件目の質問に入らせていただきます。

火災発生時の対応について。2月15日午前1時ごろに、北向町地内で住宅火災が発生いたしました。第一発見者の方が消防署、また、関係各所、近隣住民に声をかけるなどの迅速な対応、また、近隣住民の皆様のご協力のおかげで、速やかに消火活動が行われ、隣接する住宅への延焼も免れました。この火災により、この家でひとり暮らしの男性が亡くなりました。ひとり暮らしということで、近隣住民、また、民生委員の方は日ごろより心配され、お世話をしたり、声をかけるなどしていたようであります。そこで、2点についてお尋ねいたします。

1、火災発生時の防災行政無線の活用について、お尋ねいたします。

2、住宅用火災警報器の設置状況について、お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 質問にお答えいたします。

火災発生時の防災行政無線の活用については、緊急放送として、速やかに火災発生場所と火災種別などと状況、情報を放送することとなっております。

しかしながら2月15日、午前1時ごろに発生しました三春町字北向町地内の住宅火災に際し、住宅密集地で延焼のおそれのある中、防災行政無線を放送しなかったことは当局の判断の誤りであります。このことにより、皆様にご迷惑をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。

第2の質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器については、平成29年3月と平成30年3月に、当時の組長宅合わせて約1,000戸を対象に消防署三春分署が設置状況調査を実施しており、町全体で約82%の設置率となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 先ほど1番議員が質問しました防災行政無線についての答弁内容は、同じ内容だったかと思えます。そこで、防災行政無線というのが、この災害時においては、地域状況を迅速かつ的確に把握し、適切な災害情報を住民に伝達することを目的に活用する

ものであるということであります。今回は、災害時に防災行政無線が機能しなかったことで、火災があったことを知らない方、また、テレビを見て知った方が数多くおりました。火災発生から2週間がたちましたが、今後、同じ過ちをしないように、町として検証していただいたかと思えます。防災無線のマニュアルは、今回のことで、どのように変わりましたか。新たな取組みについてお聞かせ願いたいと思えます。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 先ほど1番議員のときにも申し上げましたが、防災行政無線、火災のときは真っ先に鳴らすのが本来でありますので、防災行政無線を鳴らして、それから、消防団へのメールの伝達、それから職員の配置ということで、新たな取組みといたしますか、基本に戻って、的確に、マニュアルどおり徹底するように内部で調査、検証しまして、徹底したところがございます。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 今までどおりのこのマニュアルで、新たな取組みはないということでありましたが、今後、また同じような繰り返し起きないかということが心配にあります。また、住民の方々のご理解というのは得られるでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 マニュアルに沿って、今後対応して、町民の皆様にご理解をいただくように、判断ミスのないように努めて参って、町民の方にご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 住宅火災警報器の設置についてであります。この住宅火災で亡くなった人のうち、約6割は逃げ遅れが原因であるということであります。住宅火災の発生を早期に知らせるためにも、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。これは既存の住宅には、平成23年5月31日に設置するというので、決められたものであります。先ほども答弁の中でありましたように、三春町は82%設置してあるというようなことではありましたが。防災意識の高い人は、義務化される以前に設置しているような状況であったかと思えます。

この警報器の未設置というか、設置されていない方についてはありますが、なぜ、設置しないのか、理由は何点か上げられるんですが、費用の負担が大きい。または義務化を知らない。また、設置の必要性を感じない。また、自分は大丈夫だという意識があるようであります。また、高齢者などにとっては、天井に設置するというのが、取り付けですか、これがなかなか難しく、買ったけれども、設置ができない状態にある。設置率向上のためにも、今後、周知を図っていく必要があると考えますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます

伊藤総務課長。

○総務課長 住宅火災用の警報器の件でございますが、昨年11月に小野町で発生しました火災の後、三春町におきましても、平成30年12月、それから1月に分署、それから町のほうで作成しましたチラシを各戸に配布いたしております。それから、31年の1月の広報でも、火災警報器のことについてはお知らせをいたしました。また、2月6日から28日

の間の各消防団の火災の予防のお知らせということで、夜間放送しまして、その間でも設置についてのお願いをしたところでございますが、まだ、周知が足りないというか、付けていらっしゃる方もいるようでございますので、引き続き広報等に努めて参りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番(松村妙子君) 住宅火災警報器の設置ということで、町では助成をしているわけですが、この三春町に住所を置き、個人の住宅を保有し、かつ、65歳以上の高齢者のみの世帯で、町民税が非課税世帯には、この助成を行っているということですが、やはり、高齢者のひとり暮らし世帯、また、障害を持っている方の世帯という、こういう方たちへの火災警報器設置の対象者拡大を進めていくべきと思いますがいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます

伊藤総務課長。

○総務課長 三春町では、高齢者住宅用火災警報器購入費助成実施要綱に沿って実施しておりますが、現在のところ、高齢者、先ほど議員さんからもお話ありましたように、65歳以上の高齢者のみの世帯ということとなっておりますが、身障者の方も含む世帯等もこれに該当させるように要綱のほうの見直しを検討していきたいと考えております。

こちらの要綱があるということを皆さんのほうに、町民の皆さんのほうにもお知らせして、なるべくご利用いただけるようにしたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 9番三瓶文博君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております3件についてお尋ねします。

1点目でございますけれども、歩道の整備についてと。市街地整備という構想のもとに、大町の街区を中心に、新町方向に、また道路の整備が進み、歩道においては、新町から大町、荒町から駅前へと安全に整備されております。あわせて桜川河川改修も一部を残し完成間近であります。

しかし、中町から八幡町方面にかけての歩道は、段差など起伏の激しい場所があったり、荒れた路面があったり、グレーチングになっていたり、水路の上という事情もあり、決して歩きやすいとは言えません。通学路でもあり、まして、これから高齢者が増える中で、つまずきやすく、車椅子等の利用においても安全に不安が残ります。弱者に優しいまちづくり、また、交流人口の増加、通年観光の観点からも、郡山から町なかへの入口であることから、歩道の整備が必要と思われまます。町としてどのように考えるかお聞かせください。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

国道288号につきましては、建設からかなりの年数を経過している路線であることから、歩道の幅員が狭く、痛んでいる箇所も点在している状況であります。お質しの中町から八幡

町方面にかけての歩道につきましても、同様の状況でございます。

このようなことから町では、歩行者の安全確保のため、平成18年度から事業主体であります福島県に対し、大町三つ角交差点から町営住宅一本松34団地入口までの約1.5kmにつきまして、歩道整備の要望を継続的に行っているところであります。

なお、踊り場交差点、延長約200mの区間につきましては、現在、福島県が交差点改良事業を実施しており、その区間の用地買収と建物移転補償が行われております。用地買収等完了後には、両幅に幅員2.5mの歩道を整備した道路改良工事が行われます。

しかしながら、要望箇所全線についての事業化はされておりませんので、今後も強く要望を行って参ります。ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 今、答弁で、今後も強く要望を行って参りますとご理解をということでもありますけれども、なかなかこれ、ご理解が町民から得られないと思うんです。というのは、平成18年から要望をしていて、現在で13年が経過しているわけです。こういった長い間でこれが行われないというふうなことになりますと、こういった内容で要望を出しておられるのか、ちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたします。

要望の具体的な内容でございますが、まず、平成27年10月30日でございますが、事業主体でございます福島県県中建設事務所長充てに、国道288号歩道整備に関する要望書を提出しております。いわゆる陳情でございます。

それから、平成27年2月には、三春町通学路交通安全プログラムというところに、新たにこの路線について歩道の整備を追加・変更しまして、福島県でも事業化のテーブルにのせやすいような制度になったものと考えてございます。

さらには、要望書等の提出に加えまして、県中建設事務所とまちづくり意見交換会と称しまして、毎年、意見の交換をしております。その席上でも歩道整備の必要性を、直接伝えているというところでございますので、ご理解のほうを賜りたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 今、交通の分野からも要望したというふうな、いろいろな方向性でやっているというようなことを聞いたわけでございますけれども、ここはやっぱり通学路、さっきも触れましたけれども通学路でもあって、やはり今、本当に年寄りが多くなりまして、高齢者が多くなり、押し車等で歩く方が結構多いんです。

私が議員になってからも、何度かこの歩道の件では言われたことがありまして、どうしても危ないようなところは個別にやっていただいたという経緯もありましたけれども、車が横断をするところは、大体ぐらついて、そういった段階が見受けられます。そして、隙間が結構ありまして、自転車の車輪が挟まってしまうと、そういった状況、非常に危険な状況があるわけなんです。

町としましても、安全・安心のまちづくりとか、そういうキャッチフレーズがいっぱいあるわけですが、やはりこういったことをもうちょっと強力にやらないと、本当に事故の誘発になってしまうと、そういった観点から強く要望を行うということでございますけれども、

ども、さらに、やはり何か違う要望の趣旨というようなものがあれば、お聞かせ願いたいんですけれども。

○議長 当局の答弁を求めます。

宮本建設課長。

○建設課長 お答えいたしたいと思います。

現実的には、なかなか事業の採択というのは難しいと思います。

今、お質しもありました危険等の箇所につきましては、全体事業になる前でも緊急的にやっていただくような形で、個別に別途要望して参りたいと考えてございます。

それから、歩道の整備に当たりましては、どのような方にも配慮された、いわゆるユニバーサルデザインで歩道の整備されるものと考えておりますけれども、その際、そのように要望して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 2点目の質問をさせていただきます。

オリンピック開催に伴うインバウンドの対策と町の観光対策についてでございます。

2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。福島県においても、野球とソフトボールの一部が大会会場となっております。多くの外国人が来県することが予想されます。昨年、外国人延べ宿泊数は、約10万人と年々増加傾向にあります。県も強力にインバウンド対策に着手すると報道されております。三春においても、町独自の文化、歴史、産業など既存の地域資源を観光資源として、風評払拭とともにインバウンド消費を拡大させ、地域の活性化につなげることが重要だと思われま。

三春町に来町してもらうため、1、新たなインバウンド等の企画、考えがあれば、そのPR等の情報発信はどのように行うのか。

2、町は世界に向け、滝桜の苗木を贈り、交流してきました。それを踏まえ、町の観光に対するさらなる考えがあるかお聞かせください。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

オリンピック開催に伴いますインバウンド対策についてであります。いわゆるインバウンド対策は、広域的な連携での取組みが有効であると考えております。

現在も、福島県はもちろんのこと、各地域において広域連携事業が進められているところでございます。

県中地域では、16の市町村で構成します中部観光協議会の事業といたしまして、外国人を対象とした体験事業、モニターツアー、ユーザーの招聘事業等が実施され、また、情報発信といたしましては、各観光施設、飲食店等をご紹介する多言語ウェブサイトを立ち上げ、PRを図っておるところでございます。今後は、これらの事業の拡大・充実を図るとともに、新たな事業の可能性についても協議を重ねて参りたいと考えております。

三春町はこれまで、海外の国々と桜の交流を行って参りました。これら交流に至りましたきっかけや成果について、海外の方々にPRをするということは有効であると考えております。具体的なPRの方法等についても、今後検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 現在、新聞を見てみますと、他市町村において2020年に向けたインバウンドに対する取組みが、さまざまに紹介されているわけでございます。

三春町では、町だけではなく商工会、各商店においても、多様に動きが見えないような気がするんですけれども、郡山広域圏で出したデータがちょっとありまして、外国人の滞在、宿泊ではないんですけれども、その数字がちょっと出たものがありまして、ちょっと興味あったもんですから、ちょこっと紹介しますけれども、平成17年の1月から11月のもので、郡山市に3万5,000、猪苗代5,700、須賀川5,600、本宮2,600、三春は1,842、そして田村市にいきますと599、小野285とこういうふうな推移が出ているんです。確実に来ているんですけれども、なかなか宿泊に結びついていないというふうな状況があるわけなんです。

そして、来県する外国人が、どうしても西のほう、会津の方向にどうしても多いというふうなことで、こちらの東に呼ぶということはやっぱりこれから大事だなと考えるわけでございますけれども、答弁にもありましたけれども、広域連携が有効だと、ただ、県中を中心にしてますと、比較的三春は広範囲になり過ぎまして、あんまり有利ではないなと思うんです。

やはり、旧田村郡といいますか、1市2町、田村市、小野町、こちら辺のエリアでやはり観光の連携が非常に大切ではないかと、そのように思うわけです。そして、その中でも三春は宿泊環境が一番整っているわけです。旅館も多いし、ですから、そこに持ち込むためにも、そして交流人口をやっぱり増やせば、消費の拡大に確実につながるんです。

そういったことを踏まえて、2020年に向けて今から準備が必要と考えますけれども、何かお考えがあれば、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 お答え申し上げます。

外国人観光客、いわゆるインバウンドにつきましては、やはり宿泊していただくのが有効な手段だと考えております。外国人等々のアンケート調査等も見ますと、いわゆる今は体験型と言いまして、その観光地に来て何か体験をするというのが、かなり多くなっていると伺っております。その際に、通常ですと我々が普通考えていること以外の、こんなことに興味を示すのか、といったものがあると伺っております。

三春町でも、例えばそういった観光資源、三春町には神社・仏閣が多ございます。今現在も、例えば数珠巡りであったり、あるいは和算であったり、体験ができるようなメニューも作ってございますので、そういったものを周知PRをすることによって、海外の方、インバウンドに繋がられていければと考えております。いずれにしましても、特に観光インバウンドの分野ですと、行政だけではなかなか思うようにいかない、民間の皆さんの方のお力を借りて取り組まないといけないので、関係する団体、あるいは関係者の皆様方とご相談をさせていただきながら、取組みを進め参れればと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 滝桜の苗木を贈った件でございますけれども、町長、普段から滝桜外交と言われまして、さまざまなところに滝桜が行っているわけでございます。でも、そことの交流というのは案外、聞きません。そして、ライスレイクは交流、姉妹都市でありますけれども、姉妹都市30年になるまで送れなかったという事情があって、去年行って贈った

わけでございますけれども、多分、ライスレイクの方は多分100人以上の方が三春に来て、本物の滝桜を見ているんだと思うんです。そういった桜が、今度はライスレイクにあるということは、非常に友好の証としてはすばらしいことだと評価をしているわけでございますけれども、他に贈ったものとなかなか交流がないと。今回、オリンピックもございまして、非常に福島県の認知度というのは全体で考えると欧米、要するにヨーロッパ、アジアでも非常に高いんですというデータがあるんです。

原発のこともあるんでしょうけども、非常に認知度が高い。それで、やっぱり来日意欲が高いというデータがあるような状況でございますので、そういった贈った場所に通常、その桜がどうなっていますかとか、そういったふうなことで交流の掘り起こしができれば、より一層、交流が拡大していくと思うんです。これも来町の意欲になると思う。そういった状況が生まれてくるとも思うもんですから、ぜひ、そこら辺に対してどのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

新野産業課長。

○産業課長 滝桜の桜の交流ということで、さまざまな取組みを行って参りました。実は、昨年になりますか、滝桜からの手紙ということで、これは主に国内の桜の交流をいたしました自治体、あるいは団体、そういったところに、その後、三春の滝桜の苗木のほうの育成状況はいかがでしょうかと、いうふうなお便りを出した経過がございます。それらのご返事につきましても、いくつか返ってきておりますので、そういったものの整理、取りまとめ、こちらについても、今、行っている状況でございます。

今ほどご提案のございました、例えば海外にも多く滝桜の苗木等も行ってございますので、今行っておりますそういった取組みの成果・評価と合わせまして、今後の取組みということで検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 3件目の質問をします。

国が検討している新たな広域連携に対する町の考え方についてでございます。

2月24日の新聞報道によると、国が検討している新たな広域連携のアンケート調査では、県内59市町村のうち、「どちらかといえば賛成」が8市町村(13.6%)、10市町村(16.9%)が「反対」、25市町村(42.4%)が「どちらかといえば反対」、計59.3%と反対側が上回ったという結果が出ておりました。

その中で三春町は、「その他」の27.1%に入っております。これは、制度の詳細が固まっていないため、賛否を判断できないという理由が多かったためのものでした。

現時点における町の考えをもう少し具体的にお聞かせください。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 国が検討している新たな広域連携の内容については、連携する複数の自治体をひとつの圏域に定め、この圏域を行政主体として、権限や財源を与えることで検討が進められているものになります。

この圏域構想に係る検討については、2040年頃に深刻となる人口減少・高齢社会への対応のため、総務省の有識者研究会を中心に検討が進められ、2020年頃を目途に具体的

な枠組みを取りまとめることになっております。

現時点では、具体的な圏域構想に係る枠組みが示されておらず、町としましては、賛成や反対を判断できる段階ではないため、ご指摘のあったアンケート調査において「その他」という回答をさせていただいたところであります。

人口減少・高齢社会が進むなか、自治体間の広域連携は、持続可能な自治体運営を行うために、重要なものと認識はしております。

しかしながら、自治体間の広域連携を進めるにあたっては、さまざまな枠組みがあるなかで、三春町のために資する取組みになるかどうか、制約などはないかどうかなどを適切に判断することが重要であるものと考えております。

こうした考え方のもとで、過日、「こおりやま広域連携中枢都市圏」においては、連携協約を締結したところであり、町民の利便性の向上につながる連携を進めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番(三瓶文博君) こおりやま広域連携中枢都市圏の連携協約が1月に締結されました。これは、全国では平成27年度からの制度でありまして、253市町村が締結をしているというふうな結果がありまして、非常にそれはいい部分が出ているというような報告もなされているのもありました。

町のホームページを見ますと、この広域圏の部分に関しましては、1、2、3と経済成長の牽引に都市機能の集積・強化、生活関連機能サービス向上、この3つに分けて、非常にわかりやすく表示されているということで、非常にいいことだと思って見ております。

あと、私、広域圏のビジョン懇談会に2回傍聴に行ってきました。出席者それぞれの話を聞きますと、それぞれの地域、団体の抱える問題も話されており、これは非常に課題も多いなという感じを受けたわけでございますけれども、今後進む人口減少、少子高齢化の中、持続可能な住民サービスの提供をするためには、連携は避けて通れないと思いますが、小さな自治体の独自の行政運営を妨げるものであってはいけないと、そういうふうを感じるものがあります。

また、一方では大きな期待もあるんです。ですから、連携協約締結後の今後の取組みの方向性があれば、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山企画政策課長。

○企画政策課長 お答えいたします。

今、議員おっしゃったようにビジョン懇談会の中で15の市町村があるわけなんです、なかなかいろんな地域性とかそういう考え方の違いとかにより、なかなか業務連携は難しいんじゃないかというのは、確かにそういう意見もあります。

ただ、連携した以上、締結した以上、まずは考え方としては取り組みやすい、また、連携しやすい事業、これをスモールスタートで始めたいと。このスモールスタートというのは、小さな展開から徐々に事業を広げて、自治体間の連携体制を構築しながら事業を進めていきたいと思いますということで、スモールスタートというものを掲げております、広域全体で。

町もそれと同じなんです、一番大事なのは、最終的には町民の利便性の向上と実効性のある事業です。これを選定しなくちゃならないと、これが最終目的になりますので、現在、その事業の選定、行っているところでございます。当然、具体的になれば議員の皆さん方の

意見なども当然聞きながら、協議、また検討して参りたいと思いますので、よろしくお願  
いしたいと思います。

進め方としては以上でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

……………・・ 散 会 宣 言 ・……………

○議長 これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後2時12分)

平成31年3月12日（火曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	眞田 晴信
住民課長	遠藤 信行	企画政策課長	影山 敏夫
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 清夫	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
建設課長	宮本 久功		
企業局長	村田 浩憲		

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成31年3月12日（火曜日） 午後2時00分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審査

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第1号 町道路線の廃止について

- 議案第 2 号 町道路線の認定及び変更について
- 議案第 3 号 権利の放棄について
- 議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 22 号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 23 号 三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 24 号 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 25 号 三春町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 26 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 27 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 28 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 29 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 30 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 31 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 32 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第 33 号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

- 議案第34号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第35号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第36号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第37号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第38号 農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 議案第39号 三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について
- 議案第40号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について
- 議案第41号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について
- 議案第42号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について
- 議案第43号 三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について
- 議案第44号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第4号）について
- 議案第45号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第46号 平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第47号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第48号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第49号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第50号 平成30年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第51号 平成30年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
- 議案第52号 平成31年度三春町一般会計予算について
- 議案第53号 平成31年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第54号 平成31年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第55号 平成31年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第56号 平成31年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第57号 平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第58号 平成31年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第59号 平成31年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第60号 平成31年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第61号 平成31年度三春町宅地造成事業会計予算について
- 発議第1号 三春町議会基本条例の制定について
- 発議第2号 三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午後2時00分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ご苦勞様です。それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託陳情事件の委員長報告及び審査 ……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告及び審査を行います。付託陳情事件の委員長報告を求めます。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月4日、第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

陳情者 田村市船引町船引字南町通52  
日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会  
議長 白岩 進一郎

本陳情は、福島県の最低賃金は、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国でも31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求めるために、要望するものであります。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決します。

○議長 お諮りいたします。本陳情は只今の委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は2月28日に日程設定を行い、3月4日、5日、6日、7日、8日、11日及び12日の8日間、第1委員会室において開会しました。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上3案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 三春町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

## の制定について

以上3案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第 9号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

財務課長及び税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第44号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

### 議案第49号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について

以上2案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第52号 平成31年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、企画政策課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第57号 平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

財務課長及び企画政策課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

## ○議長 経済建設常任委員長。

○**経済建設常任委員長** 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は2月28日に日程設定を行い、3月4日、5日、6日、7日、11日及び12日の7日間第4委員会室において開会し、3月4日には現地調査も行いました。

### 議案第41号 三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について

産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第49号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について

### 議案第57号 平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

以上2案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

### 議案第 1号 町道路線の廃止について

### 議案第 2号 町道路線の認定及び変更について

### 議案第 3号 権利の放棄について

### 議案第20号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案第21号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案第22号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

### 議案第42号 三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について

### 議案第43号 三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について

以上8案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

議案第52号 平成31年度三春町一般会計予算について

以上2案について、産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第51号 平成30年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について

議案第59号 平成31年度三春町水道事業会計予算について

議案第60号 平成31年度三春町下水道事業等会計予算について

議案第61号 平成31年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上6案について、企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 15番。

○15番（影山初吉君） 今回の委員長報告の中で、議案第2号「町道路線の認定及び廃止」となっておりますが、議案は町道路線の認定及び変更になっておりますが、どうでしょう。

○議長 議案第2号については、「町道路線の認定及び変更について」が正しい。委員長の方で訂正をお願いします。

○経済建設常任委員長 大変申し訳ありません。議案第2号について「町道路線の認定及び変更について」に修正させていただきます。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が本定例会において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、2月28日に日程設定を行い、3月4日、5日、6日、7日、8日、11日及び12日の8日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第7号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町福社会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 三春町福社会館に係る指定管理者の指定について

議案第40号 三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について

以上8案について、保健福祉課長等の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました

結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第10号 三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第44号 平成30年度三春町一般会計補正予算（第4号）について

住民課長、子育て支援課長、教育次長、生涯学習課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第46号 平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第47号 平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第50号 平成30年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第48号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第49号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について

住民課長及び教育次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 平成31年度三春町一般会計予算について

住民課長、子育て支援課長、教育次長、生涯学習課長及び保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 平成31年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第54号 平成31年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第55号 平成31年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第58号 平成31年度三春町病院事業会計予算について

以上4案について、保健福祉課長等の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号 平成31年度三春町町営バス事業特別会計予算について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号 平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について  
住民課長、子育て支援課長及び教育次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長 なお、議案第26号から議案第38号まで、並びに発議第1号から発議第2号までの15議案につきましては、委員会に付託せず全体会で審査を行いましたので、申し添えます。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第1号「町道路線の廃止について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号「町道路線の認定及び変更について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号「権利の放棄について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます

これより、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます

これより、議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号「非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 議案第11号「三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号「三春町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号「三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号「三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号「三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号「三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号「三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号「三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題

とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第21号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第22号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第23号「三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号「三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第25号「三春町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第26号から議案第38号については、農業委員会委員の任命に関する人事案件でありますので、討論を省略して採決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第38号については、討論を省略して採決いたします。

議案第26号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、本田儀勇氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

○議長 ここで議事進行のため議長席を副議長に交代しますので暫時休憩いたします。

(佐藤議長は16番席に移動)

(影山副議長が議長席に移動)

○副議長 それでは、休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

議案第27号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

(佐藤議員より議長の声あり)

○副議長 16番 佐藤弘君。

○16番(佐藤議員) 本案は、私の一身上に関する議案ですので退席を許可願います。

○副議長 地方自治法第117条の規定によって佐藤弘君の退席を許可いたします。

(16番佐藤弘君 議場から退出)

○副議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○副議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐藤久美氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

○副議長 ここで佐藤弘君の再入室を許可いたします。

(16番佐藤弘君 再入室し16番席に着席)

○副議長 ここで議長席交代のため暫時休憩いたします。

(影山副議長は15番席に着席)

(佐藤弘君は議長席に着席)

○議長 休憩を閉じて休憩前に引き続き再開いたします。

議案第28号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、松崎正夫氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第29号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本一三氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第30号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、加藤不二夫氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第31号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、山村謙二氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第32号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本正亀氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第33号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、市川勝一氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第34号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、影山和男氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第35号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、影山明夫氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第36号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、佐藤芳吉氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第37号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、橋本三郎氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第38号「農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、増子弘子氏を農業委員会委員に任命することに同意することに決定いたしました。

議案第39号「三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号「三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号「三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号「三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号「三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第43号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第44号「平成30年度三春町一般会計補正予算(第4号)について」を議題としま  
す。  
歳入歳出全般について質疑を許します。  
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第44号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
議案第45号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について」  
を議題とします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。  
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第45号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長 議案第46号「平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に  
ついて」を議題とします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。  
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第46号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号「平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号「平成30年度三春町病院事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号「平成30年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題とします。

これより質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号「平成31年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第53号「平成31年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第53号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。  
議案第54号「平成31年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。  
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第54号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。  
議案第55号「平成31年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。  
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。  
これより、議案第55号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。  
議案第56号「平成31年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。  
歳入歳出全般について質疑を許します。  
(なしの声あり)
- 議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。討論はありませんか。  
(なしの声あり)
- 議長 討論なしと認めます。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第57号「平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第58号「平成31年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第59号「平成31年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第60号「平成31年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。  
収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第61号「平成31年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。  
収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 発議第1号「三春町議会基本条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

発議第2号「三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。  
これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………追加議案の提出……………

○議長 お諮りいたします。

ただいま、経済建設常任委員長より発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書の配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 発議第3号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を、別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成31年3月12日提出

提出者 三春町議会経済建設常任委員会 委員長 三瓶文博

意見書の内容並びに提出先等につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成31年3月12日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第4特別委員会の委員長報告について、会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会の委員長報告を求めます。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員長。

○学校再編等調査特別委員会委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

平成30年度において、当委員会は計5回の委員会を開催いたしました。

6月に開催の委員会においては、旧児童館に場所を移し行っている、地域子育て支援センターに赴き、運営状況等について説明を求め、現況等について確認を行いました。

9月に開催の委員会においては、岩江小学校に赴き、外壁改修工事の現地調査を実施しました。工事の概況等について担当より説明を求め、審査を行いました。

12月に開催の委員会においては、食育に力を入れている、三春中学校に赴き、給食の様子等について学校より説明を求め、併せて、給食の試食を行いました。

1月には平成30年4月に開校した、郡山市立西田学園に赴き、児童、生徒の学校生活等について説明を求め、現況等について確認を行いました。

また、本日の委員会においては、これまで行った、現地調査の感想等について、議論を行ったところであります。

当委員会としては、各小・中学校の運営などについて、引続き、広い視点から、積極的に議論して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町議会広報広聴特別委員長。

○広報広聴特別委員会委員長 三春町議会広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年4月から昨日まで、「議会報みはる」の編集・発行、「町民と議会との意見交換会」の企画・検討、「広報クリニック・先進自治体研修」など、計10回開催しました。

まず、「議会報みはる」は、より多くの町民の皆さんに、手にとって読んでもらうことを第一に考え、読みやすく、分かりやすい議会報の編集に努め、昨年どおり昨年5月、8月、11月、そして今年2月の計4回発行しました。

表紙では、季節感のあるものや行事に参加する子どもたちを、裏表紙では「みはるの子どもたち」と題して、町内の幼稚園・保育所で元気に活動する子どもたちのようすを紹介しました。

また、今年度から導入した7名の「議会報モニター」から寄せられた意見等を踏まえ、毎号少しずつ改善を加え、紙面の充実に取り組みました。

次に、今年度で3回目となる町民と議会との意見交換会については、昨年10月から12月にかけて各種団体を対象として、合計8回開催し、多くの町民の皆さんに参加いただきました。

意見交換会では、子育て支援、人口減少対策、通年観光、公共施設の整備など幅広い分野について、活発な議論が展開されました。町民の皆さんから寄せられた意見・要望は、改め

て全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として町執行側に申入れを行いました。

さらに、昨年7月には、町村議会広報の全国コンクールで優秀な成績をおさめている群馬県玉村町議会を訪問し、特徴的な表紙の編集、写真のレイアウト、文字のバランスを活用した分かりやすい紙面づくり、広報委員を中心とした編集体制などについて視察研修しました。

今後も、当委員会では、先進自治体研修を生かし、議会報モニターの意見を踏まえ、読みやすく、分かりやすい「議会報みはる」の編集・発行に努めるとともに、町民と議会との意見交換会などを通じて、広報・広聴に努力して参りたいと考えています。

以上、三春町議会広報広聴特別委員会の報告といたします。

○議長 ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 ただいま、三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴各特別委員会の委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 ここで町長より発言があれば、これを許します。鈴木町長。

○町長 長丁場の3月定例会、議員の皆さん方には精力的に議案の審査をしていただきまして、全議案可決・同意をしていただきまして、誠にありがとうございます。新年度予算も議決をいただきました。予算執行にしっかり務めて参りたいと思いますし、特に庁舎建設の予算も議決をしていただきましたので、できりだけ早い時期に入札執行するなどして、取り組んで参りたいと考えております。

まもなく、桜の開花シーズンを迎えます。今年からテレビで滝桜の開花情報を、予想を流しておりますけれども、テレビでは4月7日と報道されておりますけれども、これが当たるかどうかはその時になってみなければわからないだろうと、思っておりますけれども、三春町にとっては一年で一番、華やぐしかも忙しい時期を迎えるわけでありまして、議員の皆さんのご協力をいただきながら、この桜シーズン、しっかり取り組んでいきたいので、よろしくお願いを申し上げてあいさついたします。ありがとうございました。

……………閉会宣言……………

○議長 これをもって、平成31年三春町議会3月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。  
(閉会 午後3時21分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年3月12日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 本 田 忠 良

署 名 議 員 陰 山 丈 夫

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 1 号	町道路線の廃止について	全 員	可決
議案第 2 号	町道路線の認定及び変更について	全 員	可決
議案第 3 号	権利の放棄について	全 員	可決
議案第 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 5 号	非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 6 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 7 号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 8 号	三春町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 9 号	三春町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 10 号	三春町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 11 号	三春町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 12 号	三春町敬老祝金条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 13 号	三春町福祉会館等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 14 号	三春町高齢者生活支援ショートステイ手数料条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 15 号	三春町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 16 号	三春町保健センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 17 号	三春町地区公共施設設置条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 18 号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 19 号	三春町墓地条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 20 号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 21 号	三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第 22 号	三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第23号	三春町給水条例等の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第24号	三春町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	可決
議案第25号	三春町高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	全 員	可決
議案第26号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第27号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第28号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第29号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第30号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第31号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第32号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第33号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第34号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第35号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第36号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第37号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第38号	農業委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	全 員	同意
議案第39号	三春町福祉会館に係る指定管理者の指定について	全 員	可決
議案第40号	三春町生活工芸館に係る指定管理者の指定について	全 員	可決
議案第41号	三春の里農業公園に係る指定管理者の指定について	全 員	可決
議案第42号	三春ダム資料館物産展示室に係る指定管理者の指定について	全 員	可決
議案第43号	三春町定住促進住宅に係る指定管理者の指定について	全 員	可決
議案第44号	平成30年度三春町一般会計補正予算(第4号)について	全 員	可決

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第45号	平成30年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について	全員	可決
議案第46号	平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	全員	可決
議案第47号	平成30年度三春町介護保険特別会計補正予算(第4号)について	全員	可決
議案第48号	平成30年度三春町町営バス事業特別会計補正予算(第2号)について	全員	可決
議案第49号	平成30年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について	全員	可決
議案第50号	平成30年度三春町病院事業会計補正予算(第1号)について	全員	可決
議案第51号	平成30年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について	全員	可決
議案第52号	平成31年度三春町一般会計予算について	全員	可決
議案第53号	平成31年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全員	可決
議案第54号	平成31年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全員	可決
議案第55号	平成31年度三春町介護保険特別会計予算について	全員	可決
議案第56号	平成31年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全員	可決
議案第57号	平成31年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全員	可決
議案第58号	平成31年度三春町病院事業会計予算について	全員	可決
議案第59号	平成31年度三春町水道事業会計予算について	全員	可決
議案第60号	平成31年度三春町下水道事業等会計予算について	全員	可決
議案第61号	平成31年度三春町宅地造成事業会計予算について	全員	可決
発議第1号	三春町議会基本条例の制定について	全員	可決
発議第2号	三春町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定について	全員	可決
発議第3号	福島県の最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全員	可決